

# 長崎南部地域森林計画書

(長崎南部森林計画区)

計画期間 自 令和3年4月1日 至 令和13年3月31日

令和2年12月25日



本計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、同法第4条第1項の全国森林計画に即して、長崎南部森林計画区に係る民有林について、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮した森林の整備及び保全の目標、施業の指針、土地の保全に関する事項等を明らかにするとともに、計画期間内における伐採、造林、林道開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。

なお、本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10か年間である。

## 目 次

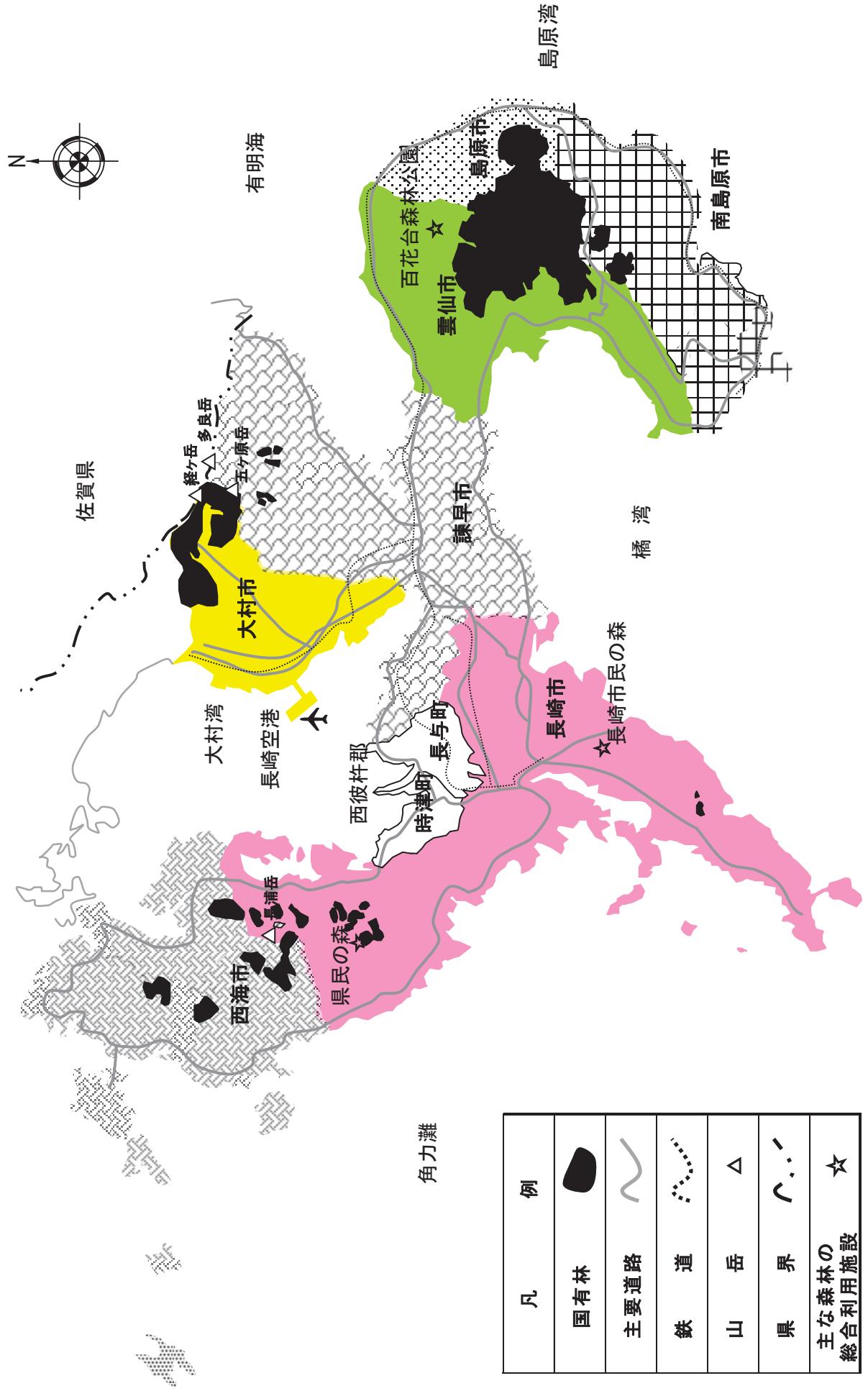
I 計画の大綱	
1 森林計画区の概況 -----	1
(1) 位置及び行政区域 -----	1
(2) 自然的背景 -----	1
(3) 社会経済的背景 -----	2
(4) 森林・林業の概況 -----	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価-----	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方-----	6
II 計画事項	
第1 計画の対象とする森林の区域-----	11
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項-----	12
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	12
(1) 森林の整備及び保全の目標-----	12
(2) 森林の整備及び保全の基本方針 -----	12
(3) 計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等-----	14
2 その他必要な事項-----	15
第3 森林の整備に関する事項-----	16
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）-----	16
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針-----	16
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針 -----	17
(3) その他必要な事項 -----	17
2 造林に関する事項-----	18
(1) 人工造林に関する指針-----	18
(2) 天然更新に関する指針 -----	19
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針-----	21
(4) その他必要な事項 -----	21
3 間伐及び保育に関する事項-----	22
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 -----	22
(2) 保育の標準的な方法に関する指針 -----	22
(3) その他必要な事項 -----	23
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項-----	24
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における 森林施業の方法に関する指針 -----	24
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 -----	25
(3) その他必要な事項 -----	25
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項-----	27
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方-----	27
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方 -----	27
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 （路網整備等推進区域）の基本的な考え方 -----	28
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 -----	28

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及び その搬出方法-----	29
(6) その他必要な事項-----	29
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他 森林施業の合理化に関する事項-----	30
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び 森林施業の共同化に関する方針-----	30
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針-----	30
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針-----	30
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 -----	31
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 -----	32
(6) その他必要な事項 -----	33
第4 森林の保全に関する事項-----	34
1 森林の土地の保全に関する事項-----	34
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に 特に留意すべき森林の地区 -----	34
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある 森林及びその搬出方法-----	34
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項-----	34
(4) その他必要な事項-----	34
2 保安施設に関する事項-----	35
(1) 保安林の整備に関する方針 -----	35
(2) 保安施設地区に関する方針 -----	35
(3) 治山事業に関する方針 -----	35
(4) 特定保安林の整備に関する事項 -----	35
(5) その他必要な事項 -----	35
3 鳥獣害の防止に関する事項-----	36
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針 -----	36
(2) その他必要な事項 -----	36
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項-----	37
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針 -----	37
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く） -----	37
(3) 林野火災の予防の方針 -----	37
(4) その他必要な事項 -----	37
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項-----	38
(1) 保健機能森林の区域の基準 -----	38
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項 -----	38
第6 計画量等-----	40
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積-----	40
2 間伐面積-----	40
3 人工造林及び天然更新別の造林面積-----	40
4 林道の開設及び拡張に関する計画-----	41

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画 -----	46
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	46
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 -----	47
(3) 実施すべき治山事業の数量 -----	48
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期 -----	49
第7 その他必要な事項 -----	50
1 保安林その他制限林の施業方法 -----	50
(附) 参考資料	
1 森林計画区の概要 -----	60
(1) 市町村別土地面積及び森林面積 -----	60
(2) 地況 -----	60
(3) 土地利用の現況 -----	61
(4) 産業別生産額 -----	62
(5) 産業別就業者数 -----	62
2 森林の現況 -----	63
(1) 齢級別森林資源表 -----	63
(2) 制限林・普通林別森林資源表 -----	66
(3) 市町村別森林資源表 -----	67
(4) 所有形態別森林資源表 -----	69
(5) 制限林の種類別面積 -----	71
(6) 樹種別材積表 -----	72
(7) 特定保安林の指定状況 -----	72
(8) 荒廃地等 -----	73
(9) 森林の被害 -----	73
(10) 防火線等の整備状況 -----	73
3 林業の動向 -----	74
(1) 保有山林規模別林家数 -----	74
(2) 森林経営計画の認定状況 -----	74
(3) 森林組合及び生産森林組合の現状 -----	75
(4) 林業事業体等の現況 -----	76
(5) 林業労働力の概況 -----	76
(6) 林業機械化の概況 -----	77
(7) 作業路網等の整備の概況 -----	77
4 前期計画の実行状況 -----	78
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積 -----	78
(2) 間伐面積 -----	78
(3) 人工造林及び天然更新別面積 -----	78
(4) 林道の開設及び拡張の数量 -----	78
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画 -----	79
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積 -----	79
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林） -----	80
(1) 森林より森林以外への異動 -----	80
(2) 森林以外より森林への異動 -----	80
6 森林資源の推移 -----	81
(1) 分期別伐採立木材積等 -----	81

(2) 分期別期首資源表 -----	82
7 その他 -----	83
(1) 長崎県天然更新完了基準 -----	83
(2) 間伐指針表 -----	86
(3) スギ・ヒノキ施業体系図 -----	88

# 長崎南部森林計画区の位置図



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

所 属	職 名	氏 名	所 属	職 名	氏 名	
農 林 部 林 政 課	統 括	林政課長 (参事監)	内田陽二	県 央 振 興 局	農林部 長	宮崎哲司
		総括 課長補佐	湯川亮一		森林土木課長	徳永宇之
	森 林 管 理	参考事	松尾尚洋		森林管理班 専門幹	村山誠治
		係長	前田一		係長	岩崎充則
		係長	前田学		主任技師	福田浩一
	班	主任技師	久保完二	島 原 振 興 局	林務課長	宇土和彰
		技師	鎌田真希		林業班 長	堀口竜男
					係長	平野文
					主任技師	本田幸弘
					技師	林田真実

自 令和2年4月1日  
従事期間  
至 令和3年3月31日

# I 計画の大綱

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び行政区域

本森林計画区は、県の南西部に位置する長崎半島、西彼杵半島、県中央部および県南東部の島原半島の地域で、長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡の7市1郡（2町）からなる。

区域面積は約1,633km<sup>2</sup>で、県土面積約4,131km<sup>2</sup>の約40%を占める県下最大の流域である。

### (2) 自然的背景

#### ① 地形

長崎半島、西彼杵半島は、中央部に主脈山系があり、標高は500m前後の低山性の山陵地域である。県中央部の多良山系には標高1,000m級の山々が佐賀県境に連なっている。島原半島には、中央部に普賢岳の噴火により新たに誕生し県下最高峰となった平成新山（1,483m）をはじめ、高い山々が見られる。

地形は、県中央部と島原半島に平野部と丘陵地帯が広がるが、それ以外は急峻な地形が多い。

河川は、長崎半島、西彼杵半島では延長も短く水量も少ない。県中央部には県下で最大の流域面積をもつ本明川をはじめ、多くの河川が流れ平野部を潤している。また、島原半島には雲仙岳を源とする多くの河川があり水量も豊富であるが、平成2年11月17日、198年ぶりにその雲仙・普賢岳が噴火し、火碎流、土石流等により島原市及び南島原市深江町等に甚大な被害をもたらした。

#### ② 地質・土壤

長崎、西彼杵半島地域の地質は、長崎市を中心として、諫早市の一部、長与町、時津町に輝石安山岩が分布し、又、西海市的一部分には玄武岩が見られるが、大部分は緑色片岩及び黒色片岩を含有する結晶片岩である。西彼杵半島北部及び長崎半島には蛇紋岩が、西海市の離島及び長崎市の離島の大部分は古第3紀層の砂岩、頁岩の互層が分布する。

土壤は、火成岩を母体とする地帯では、土質が緻密な埴壌土で、雲母片岩地帯では砂壌土である。又、これらの土壤は全般的に一部の崩積土を除いて腐植層（A層）が浅く、潮風や季節風等風による影響で乾燥が強い。

県中央部地域の中腹以上は角閃石安山岩、輝石安山岩からなり、中腹から山麓にかけては、火山碎屑岩の凝灰角礫岩と玄武岩から構成されている。

島原半島地域は、雲仙岳を中心に西部及び東部の中腹以上は、黒雲母を含んだ角閃石安山岩からなり、中腹から山麓にかけては、角閃石安山岩の大礫を含んだ火山碎屑岩で構成されている。半島の南部は、砂礫、砂岩、泥岩の互層、輝石安山岩、凝灰角礫岩及び玄武岩で構成されている。

### ③ 気 候

一概に海洋性気候を呈し温暖多雨である。長崎地方気象台（長崎）における最近10か年間の観測結果によれば、年平均気温は17.4°C、年平均湿度は73%、年間降水量は2,009mmで、風向は西北西が多い。6月～10月は台風の進路にあたり多量の降雨を伴う強風にみまわれることがある。

標高678mに位置する雲仙岳特別地域気象観測所の最近10か年間の観測結果によれば、年平均気温は13.0°C、年平均湿度は82%、年間降水量は3,098mmで、風向は北東が多い。

## （3）社会経済的背景

### ① 土地利用の現況

森林面積は、77,487haで県全体の32%である。森林率は47%で、県全体の59%より低い。森林のうち国有林は12,142ha(16%)、民有林は65,210ha(84%)と国有林率が16%と県平均の10%よりも高い。

また、耕地率は15%と県平均11%より高く、田・畑・樹園地とも県全体より高い。宅地、道路等その他の面積は61,685haで、全体の38%を占め県全体の28%より高い。

### ② 人 口

人口は、長崎市を中心に約891千人（平成31年1月1日現在）であり、県全体の65%を占めている。

また、人口密度は、県平均331人／km<sup>2</sup>の1.6倍に当たる545人／km<sup>2</sup>である。

### ③ 交 通

西彼杵半島では、国道202号が西海岸を、国道206号が東海岸を通り、それらと連絡する県道等が縦横に走っている。長崎半島では国道499号が西海岸沿いに、県道が東海岸沿いを走っている。

長崎市から県中央部にかけては、国道34号、57号、207号、251号及び長崎自動車道が東に延び、国道444号が大村市から佐賀県鹿島市へ多良山系を抜ける隧道<sup>ずいどう</sup>で通じている。

また、57号が島原半島の西海岸から半島中央部の雲仙通り島原市を経由して海路三角へ、251号が島原半島の海岸沿いを一周している。

鉄道は、JR長崎本線が長崎市から諫早市を経由し島原市まで、また、諫早市からは大村線が佐世保方面へ、島原鉄道が島原半島の北部、東部を経て島原市まで連絡している。

フェリー及び船舶は、長崎港から五島及び近隣の島々へ、多比良港からは熊本県長洲へ、島原港からは福岡県三池、熊本県熊本等へ運行している。また、近年は長崎港に海外の大型クルーズ船の寄港が増加している。

長崎空港は、本県の玄関口として、国際航路を始め、国内の主要都市及び県内離島を結ぶ重要な交通拠点となっている。

#### ④ 地域産業の概況

平成27年の国勢調査によると、本森林計画区の就業人口は、県経済の中心地である長崎市を含むため県全体の65%と集中している。産業別にみると第1次産業が7%、第2次産業が21%、第3次産業は72%で過半数を占める。

平成29年度長崎県の市町村民経済計算によると、産業別生産額の割合は、第1次産業が2%、第2次産業が27%、第3次産業が71%となっている。第1次産業の内訳では農業83%、水産業13%、林業はわずか4%である。

林業総生産額は31億円で、長崎県の林業総生産額70億円の44%を占める。

#### (4) 森林・林業の概況

##### ① 森林資源の状況

森林は77,487haで、うち民有林65,210ha(84%)、国有林12,142ha(16%)となっている。

民有林の人工林は30,725haで、天然林29,974ha、その他4,511haとなっており、人工林率が47%と県平均の42%よりも高い。

樹種別構成は、スギ12%、ヒノキ37%、マツ等針葉樹1%、ナラ類2%、その他広葉樹48%となっている。

蓄積は、人工林1,122万2千m<sup>3</sup>、天然林365万8千m<sup>3</sup>、総計1,488万m<sup>3</sup>で、県全体の32%を占めている。ha当たりの蓄積は、人工林365m<sup>3</sup>、天然林122m<sup>3</sup>となっている。

なお、年間成長量は人工林9万5千m<sup>3</sup>、天然林4千m<sup>3</sup>である。

人工林の齢級構成は11齢級をピークとして、4~9齢級(16~45年生)の面積が5,974ha(19%)あり、間伐等の森林整備が重要であるが、10齢級以上の面積も24,348ha(79%)となっており、利用可能な森林資源となっている。樹種別にみると、スギでは13齢級、ヒノキでは10齢級にピークがある。

所有形態別面積は、私有林が55,294ha(85%)を占め、その内訳は、個人有林40,258ha(62%)、林業公社2,025ha(3%)、共有林4,498ha(7%)等となっている。

一方、公有林は9,915ha(15%)であり、その内訳は県有林(県行造林を含む。)2,859ha(26%)、市町村有林(学校林を含む。)7,056ha(74%)となっている。

また、モウソウ竹林は1,230haである。

## ② 森林資源の推移

森林資源を平成27年度の数値と比較すると、民有林面積は65,120haが65,210haとなり、約90ha増加した。蓄積総数は、1,418万m<sup>3</sup>から1,488万m<sup>3</sup>となり、年々資源が増加している。

## ③ 伐採及び造林の動向

過去5年間の伐採材積量は、人工林で47万m<sup>3</sup>、天然林で3万1千m<sup>3</sup>であるが、人工林の伐採は、切捨間伐から搬出間伐に主体が移ったことなどから、前計画の前期（50万1千m<sup>3</sup>）に比べ減少した。

過去5年間の造林実績は、年平均21haで、前計画期の年平均20haと同程度で推移している。

## ④ 林産物の動向

民有林における令和元年度のスギ・ヒノキの素材生産量は8万m<sup>3</sup>で県全体の48%を占めている。

また、平成31年度の特用林産物の生産量は、生シイタケ 2,023トン（県全体の67%）、木炭 23トン（県全体の40%）等となっており、5年前と比較すると、生シイタケ 21%の減（平成26年次 2,564トン）、ぶなしめじ 1%減（同 1,130トン）、えのきたけ 10%増（同 3,310トン）、たけのこ 94%減（同 123.7トン）、木炭 28%減（同 32トン）となっている。

## ⑤ 林道の開設状況

令和元年度末の林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の路線数は206箇線、延長は418.2kmである。林道密度は6.4m／haで、県平均の6.3m／haと同程度である。

また、公道等を含む林内道路密度は29.0m／haで、県平均の23.8m／haに比べて高い。

## ⑥ 保安林の指定状況（実面積）

令和元年度末の指定面積は17,049haで、指定比率は、26%と県平均（23%）よりも高い。種類別内訳は、水源かん養保安林7,641ha(45%)、土砂流出防備保安林7,331ha(43%)などである。

平成12年度からは「ふるさと緑の生活環境基盤整備事業」により、水資源の確保、災害の防備、環境の保全を目的とした保安林の指定を進めている。

## ⑦ 森林組合の概況

計画区内の森林組合は、長崎市、諫早市、大村市、西海市及び西彼杵郡2町を区域とする長崎南部森林組合、島原市、雲仙市及び南島原市を区域とする雲仙森林組合の2組合である。

林産事業、加工事業を実施しているが、主たる事業は搬出間伐等の森林整備である利用事業であり、今後主伐期を迎えて協定販売等に積極的に取り組んでおり、森林施

業の集約化並びに経営基盤の強化に一層努めている。

#### ⑧ 自然公園等

自然公園法に基づき、雲仙岳を中心とした雲仙地域が雲仙天草国立公園、崎戸町平島地区が西海国立公園に指定されている。

また、長崎県立自然公園条例に基づく島原半島県立公園、多良岳県立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園、野母半島県立公園の指定がされている。

#### ⑨ 野生動植物

本計画区は雲仙・多良山系を擁していることから、野生動植物が豊富である。

ほ乳類では長崎半島にキュウシュウジカが生息し、計画区全域にイノシシ、ノウサギ、イタチ、タヌキが見られ、多良山系の一部にはヤマネも生息する。このうち、イノシシについては農作物やタケノコの食害が、また、キュウシュウジカやノウサギについては林木の食害等が問題となっている。

雲仙・多良山系は森林性野鳥の繁殖地であり、オオルリ、キビタキ、センダイムシクイ、ヤブサメ等が生息している。諫早湾周辺は大規模な水鳥の渡来地で、カモ類が多数渡来し、ヨシ原には、ツリスガラ、オオジュリンなどが生息する。

植生では、一般的に低海拔丘陵地のシイ林域、比較的高地のアカガシ林域、アカガシ林の上方には雲仙・多良山系に見られるモミ林、さらにその上方には落葉樹林が広がる。特殊な立地の木本群落としては、雲仙の標高1,200m付近の岩崖に発達するヤマグルマ群落、多良岳・西彼杵半島山地のツクシシャクナゲ、雲仙のシロドウダン、多良岳のベニドウダン等が貴重である。

なお、雲仙岳の東斜面では、火碎流や火山性ガスなどの影響により、ヤマボウシ群落、ヤマグルマーヒカゲノツツジ群落、アカガシーミヤマシキミ群落、アカマツーヤマツツジ群落などが消失し、植生破壊を引き起こした。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

### (1) 伐採立木材積

#### ○ 計画と実行結果についての評価

主伐は、針葉樹では木材生産や転用に伴う伐採で計画比134%となり、広葉樹ではチップ生産や転用に伴う伐採で対計画比62%となり、全体としては対計画比96%と計画量を下回った。

間伐は、作業道開設と高性能林業機械の組み合わせによる搬出間伐を一層推進したことから、対計画比122%と計画量を上回った。

### (2) 間伐面積

○ 計画と実行結果についての評価

間伐面積は、対計画比104%と計画を達成し、作業の主体は搬出間伐及び手入れの必要な森林に対する伐捨間伐である。

(3) 人工造林、天然更新別の造林面積

○ 計画と実行結果についての評価

人工造林は、対計画比30%と計画量を下回ったが、これは主伐の多くが開発に伴う伐採であるとともに、森林所有者が主伐後に再造林ではなく天然更新を選択することが要因として挙げられる。そのことから、天然更新は、対計画比129%と計画量を上回った。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

○ 計画と実行結果についての評価

開設については対計画比58%、拡張については対計画比32%となり、いずれも計画を下回ったが、用地交渉の対応に時間を要したこと等が挙げられる。

(5) 保安施設の数量

① 保安林の指定又は解除の面積

○ 計画と実行結果についての評価

山地災害危険地区を主体として保安林の指定に努めたが、小面積箇所が多く、総数では対計画比28%と計画量を下回った。

② 治山事業

○ 計画と実行結果についての評価

長崎南部では人家・集落の裏山が急傾斜で山地災害発生の危険性が高いことから治山事業への要請が強く、災害を未然に防止するため積極的に整備を行った結果、保安施設の箇所数は対計画比96%とほぼ計画量を達成し、県民の安全・安心に寄与した。

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 計画樹立の基本方針

森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等のさまざまな機能発揮を通じて、県民生活と深く結びついている。

近年、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ公益的機能への期待が高まっており、県民の要請は高度化・多様化してきている。

本森林計画区の森林の現況をみると、民有林人工林の造成は約3万ha強に達し、

その多くが木材資源として本格的に利用が可能となる段階を迎える、これら人工林から生産される県産材の安定的な供給への期待が高まっている。

また、これら人工林については、森林の有する多面的機能の発揮を図るために必要な施業を適時、適切に行い、森林の健全性が確保されるようにしていくとともに県産材の利用拡大を通じた林業の再生を図っていくことが望まれる。

このような課題に応えていくためには、公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応し、従来から進めてきた間伐に加え、利用可能な森林については主伐・再造林を推進し、資源の循環利用と平準化を図っていく必要がある。また、林地や生物多様性に配慮する観点から択伐等の実施や、天然生林の的確な保全・管理など、森林を健全な状態に育成し、県民ニーズを充足する森林として質的充実を図る必要がある。

さらに、平成31年4月に施行された森林経営管理法は、現に経営管理されていない森林について、市町が森林所有者に経営管理の意向を確認のうえ、経営に適する森林は民間の林業事業体へ仲介し、経営に適さない森林は市町が自ら森林整備を実施することとなった。このことから既存の制度で対応できなかった森林についても対応することが可能となり、森林資源の適切な経営管理の推進が期待されている。

また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する公益的機能のうち、発揮を期待する機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることも必要である。

なお、このとき、本森林計画区には多種多様な植物や動物が生息・生育していることから、それらを含む生態系の保全に配慮した施業を行うことが極めて重要であり、そのような施業を通じて生物多様性の保全と持続可能な社会の形成に寄与していく必要がある。

さらに、生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、森林の癒し効果を活用した健康づくりの場、野外教育や環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場及び都市・山村交流の場として森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全や花粉発生の抑制等の県民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

こうした森林整備の展開に当たっては、森林所有者への施業提案等による施業の集約化、路網と機械との組合せによる低コスト作業システムを計画的に実施し、林地生産力の高い高齢林分については主伐・再造林に取り組み、素材の計画的かつ安定的な供給体制を整えた上で、流通と加工の効率化等を関係者が一体となって取り組むことが必要である。

以上の認識のもとに、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定により、全国森林計画（平成30年10月16日閣議決定）に即し、計画区内の国有林との連絡調整を図りつつ、次の事項について定めるものである

## ① 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する森林であって、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の

地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められる民有林を対象とする。

② 森林の整備及び保全に関する事項

ア 森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための適切な森林施業を実施するため、機能ごとにその機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を明らかにするものとする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針は、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的な機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林整備及び保全の基本方針について定めるものとする。

③ 森林の立木竹の伐採に関する事項

ア 伐採立木材積は、森林資源の保続を図ることを基本とし、森林の有する木材等生産機能と県土保全、水資源の確保等の公益的機能との調和を保ちつつ、森林資源の構成状況、本森林計画区における森林資源の推移、森林作業道の開設状況、伐採傾向及び複層林の造成等により人工林の伐採年齢の多様化、長期化、齡級構成の平準化を図ること等を勘案し計画するものとする。

イ 立木竹の伐採に関する事項は、本森林計画区における気候、地形、地質、土壤その他の立地条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案し、立木の標準伐期齢及び立木の伐採（主伐）の標準的方法等市町村森林整備計画を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めることとする。

④ 造林に関する事項

ア 造林面積は、本森林計画区における③により定める伐採立木材積に見合う伐採面積、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）、未立木地、その他造林すべき状態にある土地、過去の造林の傾向等を勘案して定めるものとする。

イ 造林に関する事項は、本森林計画区における気候、地形、土壤等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案し、市町村森林整備計画において人工造林に関する事項、天然更新に関する事項及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑤ 間伐及び保育に関する事項

ア 間伐立木材積は、③の伐採立木材積と同様の事項を勘案して定めるものとする。

イ 間伐及び保育に関する事項は、本森林計画区における既往の施業体系、間伐、保

育の実施状況等を勘案し、間伐面積、市町村森林整備計画において間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法及び保育の標準的な方法を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑥ 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

本森林計画区における気候、地形、地質、土壤その他の立地条件、林況、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、既往の施業体系等を勘案して、市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林等の区域を定めるに当たっての基準を定めるほか、当該区域の施業の方法を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑦ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道の開設及び拡張（改良又は舗装をいう。）に関する計画、更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在並びにその搬出方法のほか、その他必要な事項として、林道・森林作業道の開設及び改良に関する基本的な考え方、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域の基本的な考え方及び路網の規格・構造についての基本的な考え方、その他必要な事項を定めるものとする。

林道の開設及び拡張に関する計画は、当計画区における利用すべき森林の状況、③から⑤までにより定める伐採立木材積及び間伐立木材積、造林面積、過去の林道の開設状況等を勘案して定めるものとする。

⑧ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針、森林経営管理制度の活用の促進に関する方針、森林施業の共同化に関する方針、林業に従事する者の養成及び確保に関する方針、作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針及び林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑨ 森林の土地の保全に関する事項

ア　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区を定めるものとする。

イ　土地の形質の変更に当たっての留意事項を定めるものとする。

⑩ 保安施設に関する事項

ア　保安林の指定については、保安林の配備状況等を踏まえ、保全対象等地域の実情を勘案し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の森林の有する公益的機能の確保及び向上を目的として計画するものとする。

イ 治山事業については、安全で潤いのある県土の保全、水源涵養機能の拡充強化、快適な生活環境の保全等、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として、山地治山及び保安林整備等の事業を計画するものとする。

⑪ 森林の保護等に関する事項

森林病害虫等の被害対策の方針、鳥獣による森林被害対策の方針、林野火災の予防の方針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑫ 保健機能森林の整備に関する事項

森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、市町村森林整備計画を定めるに当たっての指針、その他必要な事項を定めるものとする。

⑬ その他必要な事項

制限林の所在を明らかにし、その施業方法を定めるものとする。

## II 計画事項

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積

(単位 面積 : ha)

区分	面積	備考
総 数	65,210.28	
長崎市	20,784.53	
諫早市	14,476.51	
大村市	3,614.50	
西海市	11,746.65	
長与町	991.86	
時津町	809.98	
島原市	981.60	
雲仙市	6,599.02	
南島原市	5,205.63	

- 注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 地域森林計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）の対象となる。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、長崎県農林部林政課、県央振興局、島原振興局とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の区分ごとに、重視すべき機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりと定める。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮さ

せるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下記のとおり定める。

#### (水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

#### (山地災害防止機能／土壤保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### (快適環境形成機能)

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

#### (保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。

このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

#### (木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(単位 面積 : ha 蓄積 : m<sup>3</sup>/ha)

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	30,544	30,802
	育成複層林	295	330
	天然生林	29,860	29,539
森林蓄積		245	259

- 注1 育成单層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。
- 2 育成複層林は、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- 3 天然生林は、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

## 2 その他必要な事項

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な施業方法を選択するとともに、樹種の選定、間伐保育等の適正な実施により、機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めることとする。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を以下のとおり定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することができないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採の対象とする立木については、（2）に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。さらに、林地の保全、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

##### ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図るものとする。

##### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）にするものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、経営目的により下表を目安として定めるものとする。

地 区	樹 種	施業体系	主伐の時期 (年)
長 崎	ス ギ	短伐期	5 0
		長伐期	7 0
南 部	ヒノキ	短伐期	5 5
		長伐期	8 0

(注) 長伐期施業とは標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

### ○標準伐期齢を示す基礎林齢

単位（年）

地 区	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
長崎南部森林計画区	3 5	4 0	3 5	4 0	2 0

## (3) その他必要な事項

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、地域の実情に応じた伐採を行うものとする。

## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然的条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によるものとする。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うものとする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を促すことを基本として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、下表のとおりとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものとする。

区分	樹種
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチョウ、カヤ、その他有用針葉樹
広葉樹	クヌギ、コナラ、ツバキ、キリ、ケヤキ、クスノキ、ヤマザクラ、その他有用広葉樹

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### ① 植栽本数

森林の確実な更新を図るため、立地条件、既往の造林方法等を勘案して、人工造林については、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数を適用するものとし、標準的な植栽本数は、下表のとおりとする。

樹種	植栽本数（本／ha）
スギ	1,500～3,000
ヒノキ	1,500～3,000

## ② 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとする。

なお、コンテナ苗の活用や高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行なう伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業の効率化・省力化に努めるものとする。

## ③ 植付け方法

気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。

## ④ その他

シカによる苗木の食害を防止するため、人工造林地の周囲に防鹿ネットを張るなどの被害防止策を適切に講ずるものとする。なお、防鹿ネットを張る際は、ネットの上下から侵入されるおそれがないか十分に検討し、また張った後も適切に維持管理を行うものとする。

なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

## ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及び皆伐による伐採に係るもので、人工造林により更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に完了するものとする。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

## （2）天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は（附）参考資料7 その他（1）長崎県天然更新完了基準（平成19年5月30日）の3に記載のとおりとする。

このうち、ぼう芽更新が可能な樹種は、将来高木となりうる広葉樹とする。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

##### ① 期待成立本数及び天然更新すべき本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は16,000本／haとし、天然更新すべき立木の本数は5,000本／haとし、本数として算入する際の判断基準等は長崎県天然更新完了基準の5に記載のとおりとする。

##### ② 天然更新補助作業の標準的方法

天然更新に当たって、天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うものとする。

a 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。

b 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。

c 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

また、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる2年目頃に、根または地際部から発生しているぼう芽を、1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うことを定めるものとする。

##### ③ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

長崎県天然更新完了基準の6に記載のとおりとする。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

### （3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況等の観点から、天然下種及びぼう芽による方法では、更新の確保が期待できない森林とし、市町村森林整備計画において定めるものとする。

### （4）その他必要な事項

特になし。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠が鬱閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠が鬱閉するよう、行うものとする。

間伐に当たっては、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るために、経営目的により下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとする。なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めるものとする。

地 域	樹 種	施業体系	間伐時期（年）					間 伐 の 方 法
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
長 崎	ス ギ	短伐期	19	26	34	43		原則として、長崎県間伐指針表（短伐期）及び長伐期施業体系図（長伐期）のとおり
		長伐期	20	27	38	50		
西 彼	ヒノキ	短伐期	22	31	44			※（附）参考資料の7の(2)及び(3)
		長伐期	20	28	38	52		
多 良	ス ギ	短伐期	16	21	27	34	42	※（附）参考資料の7の(2)及び(3)
		長伐期	20	28	36	50		
雲 仙	ヒノキ	短伐期	17	23	30	40		※（附）参考資料の7の(2)及び(3)
		長伐期	20	30	42	54		

（注）間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育の方法を勘案して定めるものとする。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めるものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈	スギ	①	②	②	①	①	①	①	↔	→	①						
	ヒノキ	①	②	②	①	①	①	①	↔	→	①						
つる切	スギ							①	↔	①							
	ヒノキ							①	↔	①							
除伐	スギ										①	↔	①				
	ヒノキ										①	↔	①				

(注) 1 ①、②は、実施回数を示す。

- 2 下刈りは、年1回（必要に応じて年2回）毎年実施するが、気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、適切な時期及び作業方法を選定する。
- 3 つる切りは、下刈り終了後、除伐時に至るまでの期間に行い、繁茂の状況に応じてその都度行う。
- 4 除伐は、下刈り終了後、目的外樹種及び不良木を除去する。この場合、急激な環境変化が生じないよう配慮する。

### (3) その他必要な事項

該当なし

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法は、下記により定める区域の基準及び施業の方法の指針に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

### （1）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準に関する指針

保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分及び下記の例等を参考にして、第2の1の（2）の「森林の整備及び保全の基本方針」に基づき、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」又は「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域を設定するものとする。

なお、この場合において、各公益的機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

#### イ 森林施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林において推進されるべき公益的機能別森林施業は、第2の1の（2）の「森林の整備及び保全の基本方針」及び別表「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小するものとする。

また、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行い、それ以外の公益的機能別施業森林については複層林施業を行うものとする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても、維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であり、この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

さらに、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図る場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

なお、公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の立地条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとする。

なお、この場合において、(1)の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じて、1の「森林の立木竹の伐採に関する事項」に記載のとおり主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施並びに森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

(3) その他必要な事項

該当なし

別表「伐採の方法を定める必要がある森林の指定基準」

(1) 複層林施業を推進すべき森林

① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)	次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。  (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。  (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。
--	---

<p>② 生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林            (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林            (イ) 市街地道路等と一緒に優れた景観美を構成する森林            (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>③ 自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能/文化機能/生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林            (ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一緒に優れた自然美を構成する森林            (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの            (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林            (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）</p>

(注) 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能及び風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進すべき森林

## (2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林            (ア) 地形について            a 標高の高い地域            b 傾斜が急峻な地域            c 谷密度の大きい地域            d 起伏量の大きい地域            e 渓床又は河床勾配の急な地域            f 掌状型集水区域            (イ) 気象について            a 年平均又は季節的降水量の多い地域            b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域            (ウ) その他            大面積の伐採が行われやすい地域</p>
--	---

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網を一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分し、これらを適切に組み合わせて開設するものとする。

本森林計画区では、近年、林道の開設が低位な状況であるが、今後は林業専用道の開設も推進することにより、基幹路網の整備を進め、集約化による森林施業の低コスト化を図るものとする。

#### ○ 基幹路網の現状

(単位 延長 : km)

区分	路線数	延長
基幹路網	195	424
うち林業専用道	3	4

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次表のとおりとする。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの構築に当たっては、地形・地質、土質、森林の状態などの自然条件や森林の所有形態、経営方針、事業体の経営規模、木材加工産業の状態などの社会経済的条件等多くの因子を勘案する必要があるが、ある程度共通の条件を持つ地域において、目標とすべき典型的な作業システムを共有し、路網の整備と機械の導入をセットにして、地域関係者が一体的に取り組むものとする。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

(単位 路網密度 : m／ha)

区分	作業システム	路網密度	
		うち基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	100以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	75以上	25以上
	架線系 作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60以上	15以上
	架線系 作業システム	15以上	15以上
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5以上	5以上

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。スイングヤーダ、タワー・ヤーダ等を活用する。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域は、地形・地質の状況及び森林の機能別調査の「木材生産機能」に係る調査結果並びに(2)で示した傾斜に応じた路網密度水準に対する林班別現況路網密度の達成度の分布状況を勘案して設定するものとする。

この際、森林作業道の開設計画だけを先行させることなく、基幹路網と適切に組み合せた開設について特に留意するものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図るため、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9

月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知)及び森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、長崎県林業専用道作設指針及び長崎県森林作業道作設指針(平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知)に則り開設するものとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、本森林計画区内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進

放置された森林や不在村森林所有者が多い地域等にあっては、当該森林所有者に対する働きかけや施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとする。また、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

#### イ 森林経営の委託の促進に対する普及指導体制の強化

施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進を図るため、市町、林業普及指導員、林業事業体等地域に密着した機関による森林所有者等に対する普及指導活動を強化するものとする。

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が必要かつ適當と認める場合において経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託することとし、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業体の経営体质強化

森林組合や認定事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき県の認定を受けた林業事業体）、及び意欲の能力のある林業経営体（意欲と能力のある林業経営体の選定要領（令和元年10月31日長崎県制定））等の林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、経営方針を明確化し、組織・経営基盤の強化を図るなど、林業事業体の経営体质強化を推進するものとする。

#### イ 林業従事者の養成・確保

森林経営の受委託の推進による事業量の確保を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する協議・指導活動の推進、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等に努めるものとする。

また、森林整備や特用林産物生産へ新規参入の意欲がある転・退職者、U・J・Iターン者等に対して就業体験等の参画支援を行うものとする。

さらに、「林業労働力確保支援センター」が就業相談会の開催、技能・技術習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成を支援するなど林業技能者の養成及び確保を図るものとする。

加えて、生産性の向上や労働負荷の軽減、労働安全の確保のために、高性能林業機械の導入を促進し、また、提案型集約化施業の推進を図る森林施業プランナーをはじめとした人材養成の計画的かつ体系的な取組を推進するものとする。

#### ウ 林業後継者の育成

林業研究グループをはじめとする若手林業後継者の育成と活動の支援を通して、担い手の確保を図るものとする。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう、林業事業体との森林施業の共同化を推進し、効率的な施業の実施を図るとともに、ハランやシイタケ栽培等の多様な特用林産物生産等との複合経営の確立、生活環境の改善等に努めるものとする。

### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

#### ア 高性能林業機械の導入促進

持続可能な森林経営を可能とするため、施業の集約化を行い、生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、目標林型に配慮し、林内路網と一体となった高性能林業機械による新たな作業システムの導入を推進するものとし、新たな高性能林業機械作業の普及PR、林業機械や路網作設オペレータの養成、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用化等、機械作業システム化を推進するための体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備に努めるものとする。

#### イ 機械作業システムの目標

高性能林業機械作業システムの導入に当たっては、本森林計画区の地形が複雑かつ急峻であることから、チェーンソー伐倒を基本とし、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムを選択するものとする。標準的な目標システムは次のとおりとする。

区分		機械作業システム	主要機械	備考
作業地 集中型	緩傾斜地	車輌系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーベスター→フォワーダ</li> <li>・グラップル（ワインチ）→プロセッサー→フォワーダ</li> <li>・スキッダ→プロセッサー→フォワーダ</li> </ul>	
	傾斜地	架線系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タワーヤーダ（スイングヤーダ）→プロセッサー→フォワーダ</li> </ul>	

## (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

### ア 木材流通の合理化

成熟してきた人工林資源を十分に活用するため、森林計画区を単位として、森林経営計画を基礎とする計画的な素材生産を推進し、また、共同出材等により原木の出荷量の拡大及び供給の安定化を図る。

今後、増加が予想される林地残材を含めた原木等の取扱いに対応していくため、原木流通の合理化や、生産現場での流通の改善を図るための山元土場や中間土場の整備に努めるものとする。

また、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続が適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材、木材製品の利用普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

### イ 木材加工の合理化

地域材の高付加価値化を図るため、人工乾燥設備等の導入や製材品の増産を図る必要がある。特に、人工乾燥は品質確保上不可欠であるため、共同利用ができる乾燥施設の整備に努めるものとする。

また、C L T 等新たな需要の創出が見込まれているため、これらに対応した県内製材工場からのラミナ材等の安定供給体制の構築や地域材を活用した製品開発等を推進するものとする。

さらに、製材及び丸太加工時に発生する端材、建設発生木材及び広葉樹材の利活用を図るために、チップ・オガ粉加工施設や発電利用、熱利用等を目的とした木質バイオマス利用施設等の整備を推進することとする。

### ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、川上から川下まで連携したサプライチェーンの構築や長期的か

つ計画的な木材生産を可能とする産地計画の推進など合理的な木材の生産・流通・加工体制について協議・実行するため、平成26年度に設立された長崎県地域材供給倍増協議会を通じて地域の関係者の合意形成に努めるものとする。

また、公共建築物をはじめとする非住宅建築物等での木材利用を促進させるため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき策定された長崎県公共建築物等木材利用促進方針（平成23年4月14日策定）及び市町の方針を踏まえ、建築物を整備しようとする施工主、建築士、建設業者、林業事業体、木材加工業者、県・市町の公共事業担当部署等関係者の合意形成を図り、木材利用に関する技術的なアドバイスを実施することとする。

#### （6）その他必要な事項

農山村の生活環境の整備は、都市部に比べ遅れており、人口減少や少子化の要因ともなっている。今後、生活に密着する集落間道路、用排水施設、教育福祉施設、公園・スポーツ施設・保養施設等の整備とともに、体験型・滞在型の余暇活動にふさわしい緑豊かな農山村景観が形成・維持された森林の整備に努めるものとする。

また、地域資源による定住環境の整備と所得の確保を図るため、特用林産物の生産振興を図るとともに資源の循環利用を進め、林業生産活動を促進し、経営の安定化を図るものとする。

さらに、地域住民や森林ボランティア等の多様な主体による森林資源の利活用等を進め、また、児童生徒の余暇活動の場となりうる里山林の整備や施設の整備を積極的に行うものとする。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 (面積 : h a)

森林の所在		面 積	留意すべき事項	備 考
区 分	林 班			
総 数		14,561.86		
長崎市	備考欄に記入の保安林については、第7の1の「保安林その他制限林の施業方法」の森林の所在欄に掲げる林班とする。	4,019.12	水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止等の機能の維持向上のため、適切な管理及び指定施業要件に従った施業を行い、土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意する。	水源かん養保安林 2,482.94 土砂流出防備保安林 1,530.29 土砂崩壊防備保安林 5.88
諫早市		4,792.33		水源かん養保安林 2,405.56 土砂流出防備保安林 2,385.09 土砂崩壊防備保安林 1.68
大村市		664.90		水源かん養保安林 183.93 土砂流出防備保安林 469.00 土砂崩壊防備保安林 11.97
西海市		2,858.88		水源かん養保安林 1,766.67 土砂流出防備保安林 1,083.92 土砂崩壊防備保安林 8.30
長与町		11.55		水源かん養保安林 - 土砂流出防備保安林 10.28 土砂崩壊防備保安林 1.26
時津町		31.61		水源かん養保安林 - 土砂流出防備保安林 31.61 土砂崩壊防備保安林 -
島原市		295.11		水源かん養保安林 8.72 土砂流出防備保安林 285.65 土砂崩壊防備保安林 0.74
雲仙市		1,784.89		水源かん養保安林 653.89 土砂流出防備保安林 1,124.79 土砂崩壊防備保安林 6.21
南島原市		572.49		水源かん養保安林 139.67 土砂流出防備保安林 411.67 土砂崩壊防備保安林 21.15

(注) 1 面積欄は実面積である。

2 四捨五入のため、総数と一致しない場合がある。

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けるものとする。

また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

#### (4) その他必要な事項

該当なし

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保するものとする。

### (2) 保安施設地区に関する方針

保安施設地区については、水源のかん養又は災害の防備の目的を達成するために必要な治山事業を行なう場合に、必要に応じて指定を行なうこととする。

### (3) 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進するものとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずる。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努めるものとする。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

### (5) その他必要な事項

該当なし

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、下記により定める区域の基準及び鳥獣害の防止の方法の方針に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

#### （1）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとする。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

#### （2）その他必要な事項

（1）のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

## 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護等に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置並びに広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うものとする。

### （1）森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるものとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壤等の自然的条件に適合したもの導入するものとする。

### （2）鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、防鹿ネットや枝条巻き付けなどの自衛策に加えて、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングの結果を踏まえた捕獲や市町、森林組合、森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵やわなの設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進するものとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進するものとする。

### （3）林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに森林の巡視等を通じ山火事予防に努めるものとする。

また、防火線、防火樹帯、保護標識等の設置及び地域住民等への普及啓発も併せて推進するものとする。

なお、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

### （4）その他必要な事項

特になし。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に發揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適當と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、滝、渓谷、海岸線等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適當であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備及び森林の整備が行われる見込みのある区域について設定するものとする。

特に、多様な広葉樹が賦存し、多くの地域住民が森林レクリエーションの場として活用し、今後、森林保健施設整備が予定され、入込み数の増大が見込まれる森林については、積極的に保健機能森林として整備するものとする。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、抾伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うものとする。

なお、市町村森林整備計画においては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）をいう。）を定めるものとする。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、

森林及び森林機能施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意するものとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

## 第6 計画量等

第2の1の(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間内（令和3～13年度の10年間）の計画数量等を以下のとおり定めるものとする。

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積 : 千m<sup>3</sup>)

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	1, 100	960	140	300	200	100	800	800	—
うち前半 5年分	475	440	35	100	65	35	375	375	—

### 2 間伐面積

(単位 面積 : ha)

区分	間伐面積
総 数	9, 000
うち前半 5年分	4, 250

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積 : ha)

区分	人工造林	天然更新
総 数	1, 125	350
うち前半 5年分	375	165

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 市町村別総括表

(単位 延長 : km)

区 分 市 町 村	開 設					拡 張		
	種 類	区 分	箇 所 数	延 長		箇 所 数	延 長	
総 数	自動車道	林業専用道 林 道 計	15 [2] 2 17	22.9 4.9 27.8	ヶ線 改良・舗装	78	137.3	
県央振興局 管 内	自動車道	林業専用道 林 道 計	12 [2] 2 14	19.9 4.9 24.8	改良・舗装	78	137.3	
長崎市	"	林業専用道 林 道 計	2 1 3	6.7 2.9 9.6	"	25	63.4	
諫早市	"	林業専用道 林 道 計	5 1 6	9.1 2.0 11.1	"	21	35.1	
大村市	-	-	-	-	"	16	22.6	
西海市	自動車道	林業専用道 林 道 計	5 - 5	4.1 - 4.1	"	12	12.8	
時津町	-	-	-	-	改 良	4	3.4	
島原振興局 管 内	自動車道	林業専用道 林 道 計	3 - 3	3.0 - 3.0	-	-	-	-
雲仙市	"	林業専用道 林 道 計	3 - 3	3.0 - 3.0	-	-	-	-
内訳	前 期			11.1				7.3
	後 期			16.7				130.0
	計			27.8				137.3

注1 [ ]は実路線数である。

2 前期は令和3年度～令和7年度、後期は令和8年度～令和12年度である。

イ 市町村別明細表

(単位 延長 : km 面積 : ha)

開設 拡張 種類別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延及箇所	長び 数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道			総 数	17 箇線 27.8		8箇線 11.1			
"	"			県央振興局 管 内	14 箇線 24.8		7箇線 8.1			
"	"	長崎市		計	3 箇線 9.6		5箇線 2.9			
"	"	林業専用道	"	芒 塚		3.7	100		2	
"	"	林業専用道	"	矢 簗		3.0	106		4	
"	"	林道	"	内 薩 線		2.9	74	○	93	
"	"		諫早市	計	6 箇線 11.1		1箇線 2.0			
"	"	林業専用道	"	平成高岩		3.5	56		5	
"	"	林道	"	丸尾 2 号		2.0	55	○	6	
"	"	林業専用道	"	平 田		1.5	115		7	
"	"	林業専用道	"	折 尾		1.4	30		8	
"	"	林業専用道	"	広 川 良		1.5	35		9	
"	"	林業専用道	"	又 木 林		1.2	25		10	
"	"		西 海 市	計	5 箇線 4.1		2箇線 3.2			
"	"	林業専用道	"	東 岳		0.9	37		11	
"	"	林業専用道	"	綿 打		1.0	50		12	
"	"	林業専用道	"	瀬 戸 山		0.6	50		13	
"	"	林業専用道	"	横 尾		0.4	70		14	
"	"	林業専用道	"	中 浦 南		1.2	40	○	16	
"	"			島原振興局 管 内	3 箇線 3.0		1箇線 3.0			
"	"		雲 仙 市	計	3 箇線 3.0		3箇線 3.0			
"	"	林業専用道	"	南 木 指 線		1.0	43	○	95	
"	"	林業専用道	"	吾妻牧ノ内 仁 田 線		1.0	31	○	96	
"	"	林業専用道	"	瑞 夕 ケ ビ 線		1.0	35	○	97	

## つづき

(単位 延長 : km 面積 : ha)

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延及箇所	長び数	利用区域面積	うち前半 5年分	対図番号	備考
拡張				総 数	78 箇線 137.3			4箇線 7.3		
"				県央振興局管内	78 箇線 137.3			4箇線 7.3		
"		長崎市		計	25 箇線 63.4			1箇線 3.5		
"	改良・舗装		"	大崎		12.4	576		16	
"	"		"	小江		3.1	131		17	
"	"		"	唐八景		5.1	141		18	
"	改良		"	加勢首		4.8	149		19	
"	改良・舗装		"	小ヶ倉		0.6	36		20	
"	"		"	大山		4.2	131		21	
"	改良		"	木下		0.2	29		22	
"	"		"	堤平		0.8	76		23	
"	改良・舗装		"	上浦		1.4	77		24	
"	"		"	現川		1.8	33		25	
"	"		"	宮摺		3.8	95		26	
"	"		"	普賢岳		3.6	137		27	
"	改良		"	朝古場		0.4	57		28	
"	"		"	新戸町		0.7	37		29	
"	改良・舗装		"	船石岳		1.9	59		30	
"	"		"	小次郎		2.0	68		31	
"	"		"	小江原		1.0	32		32	
"	"		"	日見金毘羅		0.9	45		33	
"	"		"	松本		0.8	60		34	
"	"		"	大牧		5.6	174		35	
"	"		"	浦山		0.6	55		36	
"	"		"	土佐賀山		2.5	123		37	
"	"		"	大崎(香焼)		0.9	45		38	
"	"		"	木場		0.8	70		39	
"	"		"	権現		3.5	106	○	40	
"		諫早市	計		21 箇線 35.1			2箇線 2.8		
"	改良・舗装		"	椿原		1.5	95		41	
"	"		"	犬首下		1.3	37		42	
"	"		"	笹原		0.4	4		43	
"	"		"	湯野尾下		1.8	6	○	44	
"	改良		"	朝古場		0.7	67		45	

## つづき

(単位 延長 : km 面積 : ha)

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延及箇 所	長 び 数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	舗装		諫早市	西川内		3.5	135		46	
"	改良		"	多良岳横断		3.3	2,307		47	基幹
"	改良・舗装		"	善住寺		2.0	87		48	
"	"		"	平田		1.6	115		49	
"	"		"	落合		3.0	101		50	
"	"		"	砥石川		4.7	164		51	
"	舗装		"	笹原		0.5	35		52	
"	改良		"	丸尾		3.0	93		53	
"	改良・舗装		"	犬木		2.0	101		54	
"	舗装		"	八天岳		0.5	33		55	
改良			"	炊小屋		1.0	71	○	56	
"	改良		"	烽火山		1.0	33		57	
"	改良・舗装		"	鳥越		0.8	123		58	
"	舗装		"	山の神		1.2	40		59	
"	"		"	山の神谷		0.5	36		60	
"	"		"	荷揚		0.8	30		61	
"			大村市	計	16箇線 22.6					
"	改良・舗装		"	重井田		1.0	15		62	
"	"		"	落水		0.2	27		63	
"	"		"	青椎支線		0.7	12		64	
"	"		"	野岳		1.1	34		65	
"	"		"	上園		2.0	114		66	
"	"		"	鰐口石		2.0	38		67	
"	"		"	五太郎支線		2.0	58		68	
"	"		"	多良岳横断		1.8	4,467		69	基幹
"	"		"	城ノ平		1.7	40		70	
"	"		"	城田		2.0	32		71	
"	"		"	後藤原		0.9	31		72	
"	"		"	高良谷		1.5	44		73	
"	"		"	笠山		0.9	14		74	
"	"		"	井手ノ平		0.9	19		75	
"	"		"	陣屋		1.4	87		76	
"	舗装		"	上平原		2.5	64		77	

## つづき

(単位 延長 : km 面積 : ha)

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延及箇所	長 び 数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張			西海市	計	12 箇線	12.8		1箇線 1.0		
"	改良・舗装		"	合戦場		2.5	39		78	
"	"		"	三尾口谷		1.0	34		79	
"	舗装		"	琵琶ノ首		0.9	30		80	
"	改良		"	山伏谷		2.6	81		81	
"	舗装		"	柴山		0.1	35		82	
"	改良・舗装		"	藤原		0.7	382		83	
"	舗装		"	奥浦前ノ平		1.7	69		84	
"	改良・舗装		"	河通		0.7	71		85	
"	改良		"	小麦		0.1	88		86	
"	改良・舗装		"	奥ノ湯田		0.7	41		87	
"	"		"	平河内		0.8	57		88	
"	"		"	西彼杵半島線		1.0	2,365	○	94	起点:琴海町、終点:西海町基幹 国有林調整:有
"			時津町	計	4 箇線	3.4				
"	改良		"	扇谷			40		89	
"	"		"	荒平		0.4	50		90	
"	"		"	左底		1.9	31		91	
"	"		"	日並		0.2	30		92	

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積 : ha)

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
保安林総数(実面積)	17,874	17,360	
水源涵養のための保安林	7,665	7,651	
災害防備のための保安林	10,143	9,643	
保健、風致の保存等のための保安林	2,597	2,597	

注 総面積欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

#### ② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積 : ha)

指定 解除 別	種類	森 林 の 所 在		面 積 ha	うち前半5年分	指定又は解除を必要と する 理 由	備 考
		市	町 村				
	総 数			851	337		
指	水 源 涵 養	西海市	多以良外郷 (4012, 4021)	18	18	水 源 の 涵 養	
			狩麻谷 (57)	4		"	
		南島原市	内中尾 (3014)	10		"	
			計	32	18		
	災 害 防 備	長崎市	黒崎牧野 (6036)	7	7	水 源 の 涵 養・土砂流出	
			長浦町 (7027)	7	7	"	
			戸根町 (7040)	5	5	"	
			神浦 (6035, 6037, 6048, 6011, 6012, 6014, 6016)	35	35	土砂流出の防備	
			神浦 (6035, 6037)	20		水源の涵養・土砂流出	
			式見 (109, 110, 111)	32		土砂流出の防備	
			大木場 (237)	10		土砂崩壊の防備	
			多以良 (228)	15		土砂流出の防備	
			川原 (5001)	12		"	
			上黒崎 (6038, 6040, 6041)	69		干害防備	
			千々町 (2, 5, 9)	51	51	土砂流出の防備	
			城山台 (248)	2	2	"	
			三川 (238)	1		"	
定	諫 早 市	諫早市	目代 (68)	6	6	水源の涵養・土砂流出	
			土師野尾 (26, 27, 28, 44)	25	25	土砂流出の防備	
			土師野尾 (26, 27, 28)	15	10	"	
			御手水観音 (120)	15		"	
			富川 (86)	13		土砂流出の防備	
			大場町 (21)	87		干害防備	
			長野 (8~11)	20		土砂流出の防備	
			目代 (66)	30		"	
			経塚 (3013)	10		"	
			上木裏 (5002)	17		"	
	大 村 市	大村市	平田 (4012)	1	1	"	
			里 (3062)	2		"	
			土師野尾町 (22, 24~29)	41	41	干害防備	
			城田 (15)	14	14	土砂流出の防備	
西 海 市	西 海 市	西海市	菅無田 (16)	10		"	
			菅無田 (16)	20		"	
			大原 (5)	17		土砂流出の防備	
			大里町 (36, 37)	25		"	
			原町 (23)	2		"	
			久良原 (6)	6		"	
			荒瀬 (24)	2		"	
			陰平 (39)	10		"	
			溝陸町 (44)	1	1	土砂崩壊の防備	
			西彼町 (3, 25, 39)	9	9	水源の涵養・土砂流出	
西 海 市	西 海 市	西海市	雪浦 (4030, 4067, 4077, 4078)	22	22	土砂流出の防備	
			雪浦 (4081, 4084, 4086, 4088)	48	48	水源の涵養・土砂流出	
			雪浦上郷 (4053)	0	0	土砂流出の防備	
			雪浦奥浦郷 (4074, 4073)	3	3	"	
			雪浦幸物郷 (4085)	1	1	"	
			平山 (12, 17)	15		"	
			八木原 (30)	14		"	
			大串 (24~26)	20		干害防備	
			多以良外郷 (4012)	9	9	土砂流出の防備	
			多以良外郷 (4011, 4021)	3	3	"	
			松島内郷 (4045)	4	4	落石防止	
			面高 (1025)	6	6	土砂崩壊の防備	
			小迎 (39)	1	1	"	

指定解除別	種類	森林の所在		面積 ha	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)				
指定	災害防備	雲仙市	目附石(5014)	1	1	土砂崩壊の防備	
			白新田(4007)	1	1	"	
		南島原市	貝瀬(1004)	0	0	土砂崩壊の防備	
			岩下(2010)	0	0	"	
			内野(7003)	1	1	土砂流出の防備	
			与茂作(1005)	1	1	"	
		長与町	丸太郷(9)	2	2	土砂流出の防備	
			岡郷(5)	2	2	土砂崩壊の防備	
		時津町	左底郷(10)	1		土砂流出の防備	
		計		819	319		
解除	総数			26	26		
	水源涵養	長崎市	高浜町(4009, 4010)	1	1	指定理由の消滅	
			上黒崎町(6035, 6037)	1	1	"	
			本河内3丁目(214)	1	1	"	
		諫早市	白木峰町(104~107)	1	1	"	
			富川町(101)	1	1	道路建設	
			高来町善住寺(4053)	1	1	指定理由の消滅	
		西海市	西海町中浦南郷(1057)	1	1	道路建設	
			西海町中浦北郷(1046)	1	1	"	
	計			8	8		
	災害防備	長崎市	竿浦町(158)	1	1	指定理由の消滅	
			平戸小屋町(244)	1	1	"	
			現川町(77)	1	1	"	
			星取1丁目(177)	1	1	"	
			白木町(217)	1	1	"	
			琴海戸根原町(7030)	1	1	"	
			中里町(99, 100)	1	1	"	
			脇岬町(4025)	1	1	"	
		諫早市	本野町(94, 95)	1	1	"	
			小長井町川内(5034)	1	1	"	
			富川町(88, 103)	1	1	"	
			湯野尾町(89)	1	1	"	
			白木峰町(113)	0	0	"	
			上大渡野町(88, 101)	1	1	"	
		長与町	平木場郷(17)	1	1	"	
			西時津(1)	0	0	"	
		雲仙市	国見町神代戊(1)	0	0	"	
			国見町神代丙(3)	0	0	"	
			小浜町富津(3)	0	0	"	
			吾妻町木場名(1)	1	1	"	
			吾妻町平江名(2)	1	1	"	
			計	16	16		
	保健、風致の保存等	長崎市	琴海戸根町(7040)	1	1	指定理由の消滅	
		諫早市	森山町唐比西(207)	0	0	"	
			高来町善住寺(4053)	1	1	"	
		計		2	2		

注：1 前期は令和3年度～令和7年度、後期は令和8年度～令和12年度である。

2 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

### (3) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積 : ha)

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養				1,500	1,000
災害防備				1,500	1,000
計				3,000	2,000

### (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

## (3) 実施すべき治山事業の数量

(単位：地区)

森林の所在		治山事業 施 行 地 区 数	うち前半5年分	主 な 工 種	林 班
市町村	区域				
長崎市	広刈	1	1	山腹工	261
	東立神	1	1	山腹工	242
	宗津	1	1	地すべり	5,9
	布巻	1	1	溪間工	5019
	城山台	1	1	溪間工	248
	西泊	1	1	山腹工	239
	三川	1	1	溪間工	238
	その他後期	4			
諫早市	轟	1	1	溪間工	4020, 4021, 4040, 4041, 4046
	平田	1	1	溪間工	4013
	善住寺	1	1	山腹工	4040
	里	1	1	山腹工	3002
	その他後期	3			
大村市	中岳	1	1	溪間工	8
	黒木	1	1	溪間工	5
	溝陸	1	1	山腹工	44
	原町	1	1	山腹工	23
	久良原	2	2	溪間工	6
	荒瀬	1	1	山腹工	24
	陰平	2	2	溪間工	39
	その他後期	3			
西海市	奥浦	3	3	地すべり	4070, 4072, 4073
	本郷今泊	1	1	山腹工	3002
	下小迎	1	1	山腹工	1039
	端ノ谷	1	1	溪間工	4053
	寺島	1	1	山腹工	2008
	木場	3	3	森林整備	1001, 1007, 1010
	松島	1	1	山腹工	4045
	宮の浦	1	1	山腹工	2003
	江ノ島	1	1	森林整備	3003
	福島	1	1	山腹工	4023
	本郷	1	1	山腹工	3002
	面高	1	1	山腹工	1025
	雪浦	1	1	地すべり	4051
	長谷	1	1	山腹工	2012
	大島	1	1	山腹工	2012
	その他後期	2			
長与町	大迫	1	1	山腹工	5
	丸田谷	2	2	山腹工	9
	その他後期	3			
時津町	坂口	1	1	山腹工	10
	その他後期	1			
県央振興局管内 計		59	43		

森林の所在		治山事業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	林 班
市町村	区域	うち前半5年分			
島原市	雲仙	1	1	溪間工	18
	湊島	1	1	防潮工	15
	その他後期	0			
雲仙市	木津	1	1	山腹工	5003
	飛子	1	1	山腹工	5022
	中ノ場	1	1	山腹工	6022
	平山	1	1	溪間工	5012
	大迫	1	1	山腹工	4001, 4002
	刈水	1	1	山腹工	5009
	湯の崎	1	1	山腹工	5009
	飯岳	1	1	溪間工	4009
	目附石	1	1	山腹工	5014
	白新田	1	1	山腹工	4007
	尾茂田	1	1	森林整備	016
	その他後期	0			
	与茂作	1	1	山腹工	1005
	貝瀬	1	1	山腹工	1004
南島原市	岩戸	1	1	山腹工	20
	田平	1	1	山腹工	3008
	内野	1	1	溪間工	7003
	砥石川	1	1	山腹工	1012
	東宮	1	1	山腹工	19
	大抜	1	1	地すべり	1006
	山の寺	1	1	溪間工	7004
	岩下	1	1	山腹工	2010
	権田	1	1	山腹工	005
	白浜	1	1	森林整備	1001
	その他後期	0			
島原振興局管内 計		25	25		
合 計		84	68		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき  
森林施業の方法及び時期

該当なし

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面 積	施業方 法	
	市町村	区 域		伐採方 法	その 他
水源 かん 養 保 安 林 1 号	長崎市	1~6, 9, 15, 50, 76, 77, 79, 81, 82, 84~87, 92, 154~160, 176, 185~194, 201~206, 208~216, 4009, 4010, 4024, 6015~6019, 6023, 6024, 6035, 6037, 6038, 6048, 7013, 7015~7021, 7024~7030, 7037, 7038, 7041, 7042, 7044, 7046, 7047, 7049, 7050	2482.94	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採すること。なお、1箇所当たりの面積の限度は、20ha以下とする。 4 択伐率は30%以下とする 5 伐期齢は、市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢以上とする。 6 間伐については、その森林の立木の材積の10分の2（※3.5）を越えず、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下まわったとしても、当該伐採年度の翌て、樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。	1 植栽方法は満1年以上の苗を、おおむね、1ha当たり、3,000本（※伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数）以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2 期間は、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3 植栽によらなければ、的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるも保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができるもの（※樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種）を植栽するものとする。
	諫早市	15, 26, 73~81, 83, 85~87, 102~109, 114, 115, 120, 123, 126, 3009, 4015~4023, 4042~4044, 4050, 4051, 4055	2405.56		
	大村市	1, 3, 10, 12, 20~22, 25~28, 32	183.93		
	西海市	4, 6, 7, 10, 12, 14, 1001~1005, 1044~1053, 1055~1058, 1060~1062, 1064~1068, 1070, 2004, 2005, 2010, 2011, 2013, 4001, 4005~4008, 4010~4012, 4015~4018, 4020, 4027, 4030~4032, 4034~4036, 4038, 4048, 4056, 4069, 4072~4074, 4080, 4081, 4090	1766.67		
	島原市	18	8.72		
	雲仙市	4~10, 12, 15, 18~20, 24, 1002, 1010, 2015, 2017,	653.89		
	南島原市	1001, 4009, 4011, 4012, 4017, 4023, 7006, 7012	139.67		
	計		7641.38		

（注）※は平成14年度以降に指定されたもの、及び指定施業要件の見直しに伴う変更手続を行ったものに限る。

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出防備保安林 2号	長崎市	1, 6, 7, 9~11, 13, 14, 16, 22 37, 38, 51, 53, 55, 58, 59, 75 77, 79~82, 85, 86, 90~92, 96~99, 107, 116, 132, 134, 135, 145, 153, 158, 173, 174, 177, 178, 184, 197~ 201, 204, 207~218, 222, 223, 225, 228, 230~239, 242~245, 247~249, 251~ 256, 258~261, 265, 266, 270, 272~274, 281, 283, 285~287, 4025, 5019, 6010 ~6012, 6020, 6024, 6027, 6035, 7023~7027, 7030, 7040, 7042, 7045	1674.52	1 保安施設事業の施行地の 森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば 著しく土砂が流出するおそれがある森林にあつては禁伐。 2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種 を定めない。 3 その他の森林にあっては 択伐。 4 伐採できる面積は、同一 単位とされる当該保安林の 公表の範囲内で伐採するこ とができる。 なお、1箇所当たりの面 積の限度は、10ha以下とす る。 5 択伐率は、30%以下とす る。 伐期齢は、市町村森林整 備計画書で定める標準伐期 齢以上とする。 6 間伐については、1号指 定に同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	4, 51~53, 64, 86~89, 92~ 95, 100~103, 109~113, 115~119, 121, 1001, 1002, 1010, 1012, 1022, 1027, 1029, 2003~2005, 2008, 2009, 2014~2016, 3002, 3003, 3006, 3010, 4002~ 4015, 4019, 4024, 4025, 4027, 4028, 4030, 4031, 4036~4046, 4048, 4049, 4054, 4055, 5005, 5006, 5009, 5011, 5013~ 5015, 5018, 5024, 5029~ 5040	2385.09		
	大村市	1, 4~9, 11, 14, 16~22, 24, 26~28, 32	562.00		
	西海市	1003, 1053, 2012, 3002, 3003, 4013, 4016, 4025, 4029~4031, 4034, 4048, 4051, 4053, 4054, 4056~ 4059, 4061~4068, 4072~ 4074, 4076, 4077, 4079~ 4082, 4084, 4086~ 4088	1083.92		
	長与町	12, 21, 22, 25, 28	10.28		
	時津町	4, 5, 9	31.61		
	島原市	2~10, 16~18, 1001, 1005 ~1007	285.65		
	雲仙市	2, 3, 5~15, 17, 19, 22, 1003, 1007, 1011, 1012, 2001, 2002, 2012, 4001~4003, 4005~4007, 4009, 4010, 4012, 4013, 4016~4018, 5001, 5003, 5004, 5009, 5012, 5019, 5020, 5022, 5028~5034	1124.80		

単位(面積:ha), 区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面 積	施業方法	
	市町村	区 域		伐採方法	その他の
土砂流出防備保安林 2号	南島原市	4, 5, 10, 11, 13~15, 17, 1002~1006, 2004~2006, 2012, 2013, 2017, 3022, 3025, 3027, 3031, 3032, 3033, 4003, 4011, 4017, 4021~4024, 5001, 5004, 5008, 5013~5015, 6001~ 6003, 7001~7006, 7012	411.67	前述のとおり	
	計		7569.54		
土砂崩壊防備保安林 3号	長崎市	25, 31, 82, 92, 132, 233, 273, 274,	5.88	1 保安施設事業の施行地で 地盤が安定していないもの その他伐採すれば著しく土 砂が崩壊するおそれがある と認められる森林にあって は禁伐。 2 その他の森林にあっては 択伐。	1号指定に同じ
	大村市	4, 5, 10, 12, 22, 27, 40	11.97		
	諫早市	3002, 5035	1.68		
	西海市	1007, 2002, 2012, 2013, 3002, 4019, 4023, 4024, 4038, 4043, 4051, 4072	8.30		
	長与町	2, 17	1.26		
	島原市	15	0.74		
	雲仙市	5009, 5012, 5017	6.21		
	南島原市	1, 5, 8, 9, 16, 18~20, 1001, 1003~1005, 2007, 3008, 3009, 3016, 3027, 4013, 4014, 4024, 4026, 7001	21.15		
	計		57.18		
飛砂防備保安林 4号	長崎市	4025	0.77	1 林況が粗悪な森林及び伐 採すればその伐採跡地にお ける成林が著しく困難にな るおそれがあると認められ る森林にあっては禁伐。 2 その他地表が比較的安定 している森林にあっては伐 採種を定めない。 3 その他の森林にあっては 択伐。 4 択伐率及び伐期齢は3号 指定に同じ。	1号指定に同じ
	計		0.77		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
防風保安林 5号	長崎市	4025, 6021	3.93	1 林帯の幅が狭小な森林（おおむね20m）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐。 (その程度が特に著しいと認められるもの（林帯が10m未満）にあっては禁伐) 2 その他の森林にあっては伐採種を定めない。 3 伐採できる面積は、2号指定に同じ。 4 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 5 間伐については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	2007, 3005	3.21		
	大村市	1	0.41		
	西海市	1025, 1027, 2008, 2010, 2011, 3003, 4023, 4045, 4051	22.09		
	島原市	15	14.07		
	雲仙市	1, 3, 16, 1006, 4016, 5002, 5003	9.00		
	南島原市	20, 1001, 5010, 6001, 6004	7.36		
	計		60.07		
潮害保安林 7号	諫早市	2007	3.21	1 林況が粗悪な森林及び伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 2 その他の森林にあっては択伐。 3 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 4 間伐については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	西海市	4052	6.28		
	雲仙市	1001, 2003, 2004	2.88		
	計		12.98		
干害防備保安林 8号	長崎市	65, 163, 164, 5013, 5014, 5015, 5018, 5019, 6001, 6005～6008, 7027, 7043, 7052, 7056	377.51	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては伐採種を定めない。 3 伐採できる面積は、同一単位とされる当該保安林の公表の範囲内で伐採することができる。 なお、1箇所当たりの面積の限度は、10ha以下とする。 4 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 5 間伐については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	23～26, 29, 49, 50, 52, 114, 116, 117, 2005, 2010, 5004, 5006, 5019, 5030, 5039	300.41		
	大村市	2, 19, 42	52.29		
	西海市	2～6, 9, 10, 57, 2008, 2010, 3003	237.52		
	雲仙市	4007, 4008, 5006, 5007, 5010, 5011, 5015, 5016	223.25		
	南島原市	3002, 4008, 4012, 4016～4018, 4020, 4022～4024	395.89		
	計		1586.86		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
落石防止保安林 12号	長崎市	69	5.28	1 緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては択伐。 2 その他の森林にあっては禁伐。 3 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 4 間伐については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	1014, 3002	3.13		
	西海市	2005, 4023, 4025, 4038	11.53		
	雲仙市	4013, 5002, 6001	4.22		
	南島原市	3, 5, 18, 19, 2010, 2012, 3003, 3005, 3007, 3008, 3016 4004	27.68		
	計		51.84		
魚つき保安林 14号	長崎市	7, 8, 18, 25, 40, 119, 138, 275, 1002, 1003, 4012, 4014 4025, 5002, 5008, 5014, 6002, 6026, 6044, 6047, 7001, 7004, 7005	34.76	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては択伐。 4 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 5 間伐については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	大村市	1	0.41		
	諫早市	3014	2.9		
	西海市	38, 48, 65, 68, 1012, 1027, 2001, 2002, 3002, 3003, 4022, 4041	18.02		
	長与町	1, 8	6.02		
	時津町	8	4.10		
	雲仙市	6001, 6004, 6009	3.56		
	南島原市	20, 2019	13.34		
	計		83.11		
航行目標保安林 15号	諫早市	3014, 5008	9.51	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐。 2 その他の森林にあっては択伐。 3 択伐率及び伐期齢は3号指定に同じ。 4 間伐については、1号指定に同じ。	1号指定に同じ
	西海市	4011	0.68		
	時津町	1	0.20		
	南島原市	1001	0.24		
	計		10.63		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
保健保安林 16号	長崎市	189, 190, 198, 199, 207～ 209, 6014, 6015, 6048, 7030 7040	327.10	1 伐採すればその伐採跡地 における成林が著しく困難 になるおそれがあると認め られる森林にあっては禁伐 2 地域の景観の維持を主た る目的とする森林のうち、 主要な利用施設又は展望点 から視界外にあるものにあ っては伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては 択伐。 4 伐採できる面積は、2号 指定に同じ。 5 択伐率及び伐期齢は3号 指定に同じ。 6 間伐については、1号指 定に同じ。	1号指定に同じ
	諫早市	83, 85, 102, 103, 109～113, 2007, 4012, 4014～4023, 4040～4042, 4045～4049, 4053, 5001	1553.75		
	大村市	26	16.10		
	西海市	2004, 2005, 2010～2013, 4023, 4031, 4041, 4045, 4066, 4074, 4077, 4090	225.59		
	島原市	10, 1005, 1006	119.85		
	雲仙市	19, 20, 1002, 2001, 2002, 5001, 5003, 5020	220.39		
	南島原市	20, 1001, 1002, 1006	36.95		
	計		2499.73		
風致保安林 17号	長崎市	218	3.32	1 風致の保存のために特に 必要があると認められる森 林にあっては禁伐。 2 その他の森林にあっては 択伐。 3 択伐率及び伐期齢は3号 指定に同じ。 4 間伐については、1号指 定に同じ。	1号指定に同じ
	南島原市	1002	5.31		
	計		7.63		
国立公園特別保護地区	島原市	10	7.87	禁伐とする。	
	計		7.87		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面 積	施業方法	
	市町村	区 域		伐採方法	その他の
国立公園第1種特別地域	雲仙市	5017～5019	51.21	1 伐採種 禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木抎伐法を行うことができる。 2 伐期齢 単木抎伐による伐期齢は市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢に10年を加えた林齡以上とする 在蓄積の10%以内とする。	
	計		51.21		
国立公園第2種特別地域	西海市	3005～3007, 3009～3013	168.99	1 伐採種 抎伐とする。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 2 伐期齢 市町村森林整備計画書で定める標準伐期齢以上とする。	
	島原市	10, 12	9.67		
	雲仙市	9, 21, 24, 1002, 4011～4013 5006, 5011, 5015～5021, 5029～5032, 5034～5036, 6010	596.29	3 択伐率及び伐採面積 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 皆伐による場合の一伐区当りの面積は、2ha以内とする。 ただし疎密度3より多く保残木を残す場合、又は車道・歩道・集団施設地区・単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (3) 国立公園計画にもとづく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地・薪炭林を除く）は、原則として単木抎伐法によるものとする (4) 皆伐法による場合の伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。	
	南島原市	3001, 3002, 3010, 3011, 3013, 3026, 3032, 3033, 4008, 4010, 4017, 4018, 4023, 4024, 5004～5006, 5014, 5015, 6003, 7002～ 7004, 7013	495.16		
	計		1270.11		
国立公園第3種特別地域	雲仙市	5015, 5016	76.53	伐採種を定めない。	
	南島原市	3002, 3003, 4009, 4012, 4018, 5005, 5006, 6003, 7002, 7003	180.45		
	計		256.98		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
砂 防 指 定 地	長崎市	55, 56, 59, 63, 92, 108, 121, 126, 127, 145, 182, 217, 284, 288, 4003, 4004, 4016, 5020, 5021, 6005, 6006, 6008, 6017, 6033, 6034, 6039, 6040～6042, 7056, 7061, 7062	90.09	知事の許可が必要である。	
	諫早市	5, 51, 68～70, 76, 86, 88, 92, 95, 117, 119, 1001, 1002, 1014, 1025, 1026, 4003, 4012, 4024, 4026, 4028, 4031, 4032, 4037, 5014, 5017, 5024, 5027, 5030, 5031	72.05		
	大村市	4～7, 9, 32, 35, 42	62.19		
	西海市	57, 71, 1029, 1052, 1053, 1055, 2011, 4053, 4054, 4060～4063, 4065	25.92		
	長与町	26, 27	2.02		
	時津町	20	7.94		
	島原市	9, 13, 14, 16～18	23.35		
	雲仙市	21, 2013～2015, 2019, 3001, 3004, 3006, 4004～4007, 4011～4013, 5008, 600	35.97		
	南島原市	5, 12, 16, 1003, 2011, 3012, 3032, 7002～7005, 7010～7012	29.71		
計			349.24		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森林の所在		面 積	施業方 法	
	市町村	区 域		伐採方 法	その他
鳥 獸 保 護 区  特 別 保 護 地 区	長崎市	208, 209, 6002, 6015, 6026	56.48	1 鳥獸の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては折伐。 (その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐) 2 その他の森林にあっては伐採種を定めない。 3 皆伐できる面積の限度は皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 4 保護施設を設けた樹木および鳥獸の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。	
	諫早市	4022, 4023, 4025, 4040 4041, 4042, 4046, 4047	299.49		
	西海市	4090	13.49		
	計		369.46		
都 市 計 画 区 域 風 致 地 区	長崎市	18, 22~26, 31, 63, 85, 86, 88, 90~92, 98, 99, 145, 148 149, 151, 153, 163~166, 177~179, 184, 186~193, 196~201, 215~218, 241, 252~257	1723.88	折伐による。 ただし、伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐は1ha以下とする。	
	諫早市	1~6, 25, 57, 58, 61, 62, 83, 85, 102, 103	261.50		
	大村市	21, 26, 27	62.00		
	島原市	12, 13, 15	24.53		
	雲仙市	4006, 4013~4017, 5002, 5003, 5008~5010, 5012~ 5015	243.78		
	南島原市	18~20	16.87		
	計		2332.56		
文化 財 保 護 法 に よ る 史 跡 名 勝 天 然 念 物	長崎市	86, 87, 138, 209, 4025, 7016	8.25	禁伐とする。 ただし、林業経営上必要な場合は、伐採種を定めない。	
	諫早市	62	72.97		
	大村市	22	21.72		
	雲仙市	5006, 5007, 5017~5021, 5034, 5035	353.48		
	南島原市	2010	3.96		
	計		460.38		

単位（面積：ha），区域は林班番号による。

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町 村	区 域		伐 採 方 法	そ の 他
急傾斜地崩壊危険区域	長崎市	25, 39, 63, 75, 88, 96, 126, 129, 154, 157, 170, 173, 178, 179, 202, 219, 237, 238, 249, 253, 1001, 1003, 3001, 4002, 4006, 4009, 4017, 5022	29. 91	県知事の許可が必要である。	
	諫早市	1, 8, 35, 56, 70, 71, 89, 96, 102, 1001, 1016, 2001, 2002, 2004, 3003, 3009, 4007, 5026	65. 29		
	大村市	14, 33, 39	0. 91		
	西海市	65, 1009, 1011, 1012, 1020, 1029, 1063, 1064, 1071, 2002, 2004, 2005, 2013, 3001, 4009, 4014, 4023, 4025, 4052	17. 49		
	長与町	2, 33	1. 31		
	時津町	4, 8, 9, 10	16. 37		
	雲仙市	6001	0. 80		
	南島原市	5016	0. 24		
	計		132. 32		

※林班番号の千の位の数字は、以下の表のとおり旧市町村であることを示す。

#### <長崎市>

旧市町村	番号	林班番号
長崎市	0	1~
香焼町	1	1001~
伊王島町	2	2001~
高島町	3	3001~
野母崎町	4	4001~
三和町	5	5001~
外海町	6	6001~
琴海町	7	7001~

#### <諫早市>

旧市町村	番号	林班番号
諫早市	0	1~
多良見町	1	1001~
森山町	2	2001~
飯盛町	3	3001~
高来町	4	4001~
小長井町	5	5001~

#### <西海市>

旧市町村	番号	林班番号
西彼町	0	1~
西海町	1	1001~
大島町	2	2001~
崎戸町	3	3001~
大瀬戸町	4	4001~

#### <島原市>

旧市町村	番号	林班番号
島原市	0	1~
有明町	1	1001~

#### <雲仙市>

旧市町村	番号	林班番号
国見町	0	1~
瑞穂町	1	1001~
吾妻町	2	2001~
愛野町	3	3001~
千々石町	4	4001~
小浜町	5	5001~
南串山町	6	6001~

#### <南島原市>

旧市町村	番号	林班番号
加津佐町	0	1~
口之津町	1	1001~
南有馬町	2	2001~
北有馬町	3	3001~
西有家町	4	4001~
有家町	5	5001~
布津町	6	6001~
深江町	7	7001~

2 その他必要な事項  
なし

## (附) 參考資料

# 1 森林計画区の概要

## (1) 市町村別土地面積及び森林面積

(単位 面積: ha, 比率: %)

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ② / ① × 100	
		総数 ②	国有林	民有林		
总数	163,303	77,487	(135)	12,142	65,210	47.4
長崎市	40,586	21,805		1,021	20,785	53.7
諫早市	34,179	14,510		34	14,477	42.5
大村市	12,673	5,959		2,344	3,615	47.0
西海市	24,160	13,385		1,638	11,747	55.4
長与町	2,873	992			992	34.5
時津町	2,094	850		40	810	40.6
島原市	8,296	3,583		2,602	982	43.2
雲仙市	21,431	10,367		3,768	6,599	48.4
南島原市	17,011	5,901		695	5,206	34.7

資料：区域面積 …… 国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」  
(令和2年1月1日現在)

国有林面積 …… 林野庁所管：九州森林管理局調（令和2年10月1日現在）

他省庁所管：令和2年度長崎県の森林・林業統計（令和元年3月31日現在）

民有林面積 …… 令和2年度地域森林計画編成資料

- 注：  
1. ( ) は他省庁で外数、市町別内訳は不能。  
2. 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

## (2) 地況

### ア 気候

観測地	平均気温(°C)			年間降水量 (mm)	年平均湿度 (%)	年平均風速 (m)	主風の 方向	備考
	年平均	最高	最低					
長崎 地方気象台	17.4	21.3	14.1	2,009	73	2.3	西北西	
雲仙岳 特別地域 気象観測所	13.0	17.0	9.5	3,098	82	4.7	北東	標高 678m

資料：気象庁ホームページ（過去の気象データ）

- 注：  
1. 平成22～令和元年までの10年間の数値を利用。  
2. 気温の最高及び最低の値は、10年間の日最高気温極値及び日最低気温極値の年平均を利用。  
その他は、年平均の平均とした。

### イ 地勢

I (計画の大綱) の1の(2)の①のとおり

### ウ 地質、土壤等

Iの1の(2)の②のとおり

(3) 土地利用の現況

(単位 面積 : ha)

区分	土地総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地
総 数	163,303	77,487	24,356	9,322	15,047	61,460	12,281
長崎市	40,586	21,805	2,140	334	1,800	16,641	3,751
諫早市	34,179	14,510	6,480	3,280	3,210	13,189	2,295
大村市	12,673	5,959	1,370	802	570	5,344	1,395
西海市	24,160	13,385	2,190	671	1,520	8,585	879
長与町	2,873	992	523	66	457	1,358	388
時津町	2,094	850	203	33	170	1,041	356
島原市	8,296	3,583	1,830	376	1,460	2,883	938
雲仙市	21,431	10,367	4,870	2,100	2,770	6,194	1,106
南島原市	17,011	5,901	4,750	1,660	3,090	6,360	1,173

資料 : 土地総数 …… 国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」  
 (令和2年1月1日現在)

農地 …… 第66次九州農林水産統計年報(令和2年4月21日現在)

森林 …… (1)市町村別土地面積及び森林面積

宅地 …… 令和元年長崎県統計年鑑(平成30年1月1日現在)

その他 …… 差し引きとした。

(注) 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

森林総数にはその他国有林を含むが、市町別内訳が不明なため

「森林」と「その他」の総数と内訳は一致しない

(4) 産業別生産額

(単位：百万円)

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
総数	3,136,076	76,396	63,399	3,093	9,904	857,325	2,202,355
長崎市	1,548,596	10,629	3,780	71	6,778	271,874	1,266,093
諫早市	632,636	10,339	9,779	220	340	328,136	294,161
大村市	318,449	3,356	3,127	102	127	90,264	224,829
西海市	113,436	7,308	5,899	483	926	55,124	51,004
長与町	62,495	1,641	1,620	13	8	8,747	52,107
時津町	100,478	378	355	14	9	30,768	69,332
島原市	144,775	11,061	10,375	310	376	32,360	101,354
雲仙市	114,848	16,911	14,934	958	1,019	25,492	72,445
南島原市	100,363	14,773	13,530	922	321	14,560	71,030

資料：平成29年度長崎県の市町民経済計算（令和2年4月）

注：1 総生産額は、帰属利子等調整前の計数である。

2 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

(5) 産業別就業者数

(単位：人)

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	406,247	27,300	24,518	287	2,495	83,642	295,305
長崎市	186,387	3,658	2,659	80	919	36,181	146,548
諫早市	63,770	4,120	3,874	69	177	14,729	44,921
大村市	42,363	1,934	1,791	35	108	8,442	31,987
西海市	13,850	2,353	1,910	32	411	4,157	7,340
長与町	19,590	633	604	2	27	3,776	15,181
時津町	13,812	348	298	25	25	3,209	10,255
島原市	21,286	3,214	2,917	9	288	4,203	13,869
雲仙市	22,607	5,642	5,400	24	218	4,484	12,481
南島原市	22,582	5,398	5,065	11	322	4,461	12,723

資料：令和元年長崎県統計年鑑（平成27年10月1日現在（国勢調査に基づき集計））

注：総数には分類不能の産業を含む。

2. 森林の現況  
(1) 齢級別森林資源表

(単位 面積:ha, 材積:m<sup>3</sup>, 竹:束, 成長量:m<sup>3</sup>)

区 分	総 数			1 齢			2 齢			3 齢			4 齢			5 齢			年 齢 級 級	成 長 量
	面 積	材 積	積 材	面 積	材 積	積 材	面 積	材 積	積 材	面 積	材 積	積 材	面 積	材 積	積 材	面 積	材 積	積 材		
総 数	65,210.28	14,880.174	99,512	251.24	9,031	72	210.03	3,893	431	279.28	3,707	270	322.44	18,510	974	554.97	64,623	2,703		
総 組 合	60,699.08	14,880.174	99,512	251.24	9,031	72	210.03	3,893	431	279.28	3,707	270	322.44	18,510	974	554.97	64,623	2,703		
人 総 合	30,605.37	11,344.921	94,775	35.15	2,206	16	29.24	1,091	162	71.81	1,819	199	120.79	11,814	724	288.32	47,630	2,255		
人 総 合	30,093.71	3,535.253	4,737	216.09	6,825	56	180.79	2,802	269	207.47	1,888	71	201.65	6,696	250	266.65	16,998	448		
育 成 総 合	30,725.17	11,221.957	95,221	111.43	2,528	24	102.23	2,225	284	189.47	3,043	243	172.18	13,855	805	364.11	52,797	2,383		
育 成 総 合	29,709.59	11,097.304	93,650	30.09	2,206	16	29.24	1,091	162	71.19	1,813	199	120.79	11,814	724	287.92	47,591	2,253		
工 单 層 林	30,459.72	11,142.713	94,351	104.33	467	4	102.23	2,225	284	178.15	2,529	209	152.48	12,266	711	344.25	50,278	2,296		
育 成 総 合	29,709.59	11,097.304	93,650	30.09	2,206	16	29.24	1,091	162	71.73	1,573	175	110.37	10,691	652	275.01	45,542	2,176		
林 檵 層 林	265.45	79,244	870	7.10	2,061	20				11.32	514	34	19.70	1,589	94	19.86	2,519	87		
林 檻 层 林	224.98	76,438	804	5.03	1,926	15				3.46	240	24	10.42	1,123	72	12.91	2,049	77		
天 綜 合	40.47	2,806	66	2.07	135	5				7.86	274	10	9.28	466	22	6.95	470	10		
天 綜 合	29,973.91	3,658.217	4,291	139.81	6,503	48	107.80	1,668	147	89.81	664	27	150.26	4,655	169	190.86	11,831	320		
然 单 层 林	670.80	171.179	321	0.03	139.78	6,503	48	107.80	1,668	147	89.19	658	27	150.26	4,655	169	190.46	11,792	318	
然 单 层 林	29,303.11	3,487.038	3,970	139.78	6,503	48				1.81	38	1	5.95	57	3	7.80	246	10		
林 天 然 綜 合	84.41	8,700	59	0.04						0.11	5.95	57	3	7.80	246	10	4.56	359	14	
林 天 然 綜 合	3.04	802	7,898	59	0.04					0.11	3	0.86	40	1	0.98	72	3	3		
林 天 然 綜 合	81.37	7,898	59	0.04						0.11	3	0.86	40	1	0.65	31	2	2		
林 天 然 綜 合	29.71	4,567	29	0.37	41					0.11	3	0.86	40	1	0.33	41	1	1		
林 天 然 綜 合	9.90	2,456	9																	
林 天 然 綜 合	19.81	2,111	20	0.37	41															
林 天 然 綜 合	3,644.950	4,203	139.40	6,462	48	105.99	1,630	146	83.75	604	24	141.60	4,369	158	185.32	11,400	303			
林 天 然 綜 合	167.921	312	0.03	139.37	6,462	48	105.99	1,630	146	83.13	598	24	141.60	4,369	158	185.25	11,392	303		
竹 ウ ソ ウ	1,229.78	1,353.680	198.372																	
竹 ウ ソ ウ	330.60																			
林 計		1,560.38	1,552.052																	
伐 採 跡 地		5.54																		
未 岩 石 地		164.67																		
木 立 そ の 他		2,780.61																		
木 地 小 計		2,945.28																		
木 地 計		2,950.82																		

## (つづき)

(単位 面積:ha, 材積:m<sup>3</sup>, 竹:束, 成長量:m<sup>3</sup>)

区 分	6 齡			7 齡			8 齡			9 齡			10 齡			11・12 齡			成長量		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数	780.42	103.947	2.751	1,151.59	198.283	4.254	1,708.38	400.826	6.437	3,466.31	938.632	11.671	6,474.37	1,902.897	18.878	18.731.21	5,292.030	34.723			
総 針葉樹	780.42	103.947	2.751	1,151.59	198.283	4.254	1,708.38	400.826	6.437	3,466.31	938.632	11.671	6,474.37	1,902.897	18.878	18.731.21	5,292.030	34.723			
人 針葉樹	312.53	66.991	2.106	615.83	150.958	3.659	1,271.84	358.698	6.113	2,899.90	880.238	11.391	5.500.72	1,796.256	18.564	11.621.33	4.446.334	33.239			
人 人 針葉樹	399.84	73.925	2.215	738.70	162.284	3.797	1,361.52	367.564	6.170	2,937.64	881.612	11.391	5.492.03	1,793.353	18.534	11.516.64	4.418.100	33.028			
育 成 針葉樹	310.18	66.689	2.095	615.62	150.921	3.658	1,268.88	358.119	6.108	2,872.68	874.415	11.335	5.484.37	1,792.497	18.533	11.504.33	4.416.619	33.024			
工 単層林 針葉樹	89.66	7.236	120	123.08	11.363	139	92.64	9.445	62	64.96	7.197	56	7.66	856	1	12.31	1.481	4			
育 成 総 数	362.30	66.816	1.992	736.74	161.708	3.786	1,351.32	365.081	6.128	2,925.67	878.070	11.347	5.481.92	1,789.569	18.501	11.438.81	4.386.214	32.824			
林 檵層林 針葉樹	279.08	60.112	1.879	613.66	150.345	3.647	1,262.78	356.113	6.074	2,863.72	871.232	11.295	5.474.71	1,788.772	18.500	11.426.79	4.384.766	32.820			
育 成 檵層林 針葉樹	83.22	6.704	113	123.08	11.363	139	88.54	8.968	54	61.95	6.838	52	7.21	797	1	12.02	1.448	4			
育 成 総 数	37.54	7.109	223	1.96	576	11	10.20	2.483	42	11.97	3.542	44	10.11	3.784	33	77.83	31.886	204			
林 檵層林 針葉樹	31.10	6.577	216	1.96	576	11	6.10	2.006	34	8.96	3.183	40	9.66	3.725	33	77.54	31.853	204			
天 經数 針葉樹	6.44	532	7				4.10	477	8	3.01	359	4	0.45	59	0.29	33					
育 成 經数 針葉樹	380.58	30.022	536	412.89	35.999	457	346.86	33.262	267	528.67	57.020	280	982.34	109.544	344	7.214.57	873.930	1.695			
然 經数 針葉樹	2.35	302	11	0.21	37	1	2.96	579	5	27.22	5.823	56	16.35	3.759	31	117.00	29.715	215			
育 成 經数 針葉樹	378.23	29.720	525	412.68	35.962	456	343.90	32.683	262	501.45	51.197	224	965.99	105.785	313	7.097.57	844.215	1.480			
育 成 総 林 針葉樹	6.15	510	16							7.62	746	9	2.03	234		9.12	1.171	6			
育 成 総 檵層林 針葉樹	6.15	510	16	1.03	104	1				0.22	27		0.79	83		0.70	191	2			
育 成 総 檵層林 針葉樹	8.79	794	22	1.03	104	1				0.22	27		0.79	83		0.70	191	2			
育 成 総 天然林 針葉樹	0.85	124	5	1.03	104	1				0.22	27		0.79	83		0.70	191	2			
育 成 総 生林 針葉樹	7.94	670	17	1.03	104	1				0.22	27		0.79	83		0.70	191	2			
育 成 総 天然林 針葉樹	365.64	28.718	498	411.86	35.895	456	346.86	33.262	267	520.83	56.247	271	979.52	109.227	344	7.204.75	872.568	1.687			
育 成 総 生林 針葉樹	1.50	178	6	0.21	37	1	2.96	579	5	27.22	5.823	56	16.35	3.759	31	116.30	29.524	213			
育 成 総 天然林 針葉樹	364.14	28.540	492	411.65	35.858	455	343.90	32.683	262	493.61	50.424	215	963.17	105.468	313	7.088.45	843.044	1.474			

## (つづき)

(単位 面積:ha, 材積:m<sup>3</sup>, 竹:束, 成長量:m<sup>3</sup>)

区 分	13・14 齡 級		15・16 齡 級		17・18 齡 級		19・20 齡 級		21 齡 級 以上	
	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積 成成長量
総 数	20,394.20	4,615.792	14,709	4,656.93	954,191	1,639	1,020.26	207,611	407.75	101,575
総 数 針葉樹	20,394.20	4,615.792	14,709	4,656.93	954,191	1,639	1,020.26	207,611	407.75	101,575
総 数 広葉樹	6,379.30	2,889.477	14,708	995.47	487,982	1,639	227.66	101,805	148.80	65,281
人 総 数 針葉樹	6,159.76	2,833.425	14,708	852.34	450,412	1,639	168.24	86,056	258.95	36,294
育 成 総 数 針葉樹	6,117.78	2,815.356	14,632	850.01	449,272	1,637	165.04	84,888	114.59	56,101
工 单層林 育 成 総 数 針葉樹	6,114.13	2,814.866	14,632	849.97	449,267	1,637	165.04	84,888	114.59	56,101
林 植層林 育 成 総 数 針葉樹	41.98	18,069	76	2.33	1,140	2	3.20	1,168	10.35	2,804
天 綜 数 針葉樹	41.96	18,068	76	2.33	1,140	2	3.20	1,168	10.35	2,804
然 単層林 育 成 総 数 針葉樹	14,234.44	1,782.367	1	3,804.59	503,779		852.02	121,555	293.16	45,474
林 天 綜 数 針葉樹	223.21	56,543		143.17	37,575		59.42	15,749	34.21	9,180
然 単層林 育 成 総 数 針葉樹	14,011.23	1,725.824	1	3,661.42	466,204		792.60	105,806	258.95	36,294
林 天 然 綜 数 針葉樹	29.37	3,632		6.96	1,266		3.00	441		
林 天 然 綜 数 針葉樹	1.04	256		2.00	546		3.00	441		
林 天 然 綜 数 針葉樹	2.89	788		4.96	720					
林 天 然 綜 数 針葉樹	7.84	1,102		0.57	154		4.56	1,168		
林 天 然 綜 数 針葉樹	14,194.34	1,776.845	1	3,797.06	502,359		844.46	119,946	293.16	45,474
林 天 然 綜 数 針葉樹	219.28	55,499		140.60	36,875		54.86	14,581	34.21	9,180
林 生 林 天 然 綜 数 針葉樹	13,975.06	1,721.346	1	3,656.46	465,484		789.60	105,365	258.95	36,294

(2) 制限林・普通林別森林資源表

( 単位 面積 : ha , 材積 : m<sup>3</sup> , 竹 : 束 , 成長量 : m<sup>3</sup> )

区 分	総 数	立 木				人 工 林			
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹
面 材 成 数 量	65,210.28	60,699.08	30,605.37	30,093.71	30,725.17	29,934.57	790.60	30,459.72	29,709.59
面 材 成 長 量	14,880.174	14,880.174	11,344.921	3,535.253	11,221.957	11,173.742	48,215	11,142.713	11,097.304
制 限 林	99,512	94,775	4,737	95,221	94,454	767	94,351	93,650	701
普 通 林	19,043.85	18,272.80	12,589.20	5,683.60	12,494.87	12,259.53	235.34	12,331.74	12,115.51
面 材 成 長 量	5,224.160	4,531,543	692,617	4,461,531	4,446,585	14,946	4,411,463	4,397,732	13,731
面 材 成 長 量	45,328	44,238	1,090	44,432	44,113	319	43,862	43,578	284
面 材 成 長 量	46,166.43	42,426.28	18,016.17	24,410.11	18,230.30	17,675.04	555.26	18,127.98	17,594.08
面 材 成 長 量	9,656.014	9,656.014	6,813,378	2,842,636	6,760,426	6,727,157	33,289	6,731,250	6,689,572
	54,184	50,537	3,647	50,789	50,341	448	50,489	50,072	417

(つづき)

区 分	総 数	天 然 林				木 立 地			
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹
面 材 成 数 量	29,973.91	670.80	29,303.11	84.41	3.04	81.37	29.71	9.90	19.81
面 材 成 長 量	3,658.217	171,179	3,487,038	8,700	802	7,898	4,567	2,456	2,111
制 限 林	4,291	321	3,970	59	59	59	29	9	203
普 通 林	5,777.93	329.67	5,448.26	23.91	3.04	20.87	27.03	9.57	17.46
面 材 成 長 量	762,629	84,958	677,671	3,112	802	2,310	4,282	2,425	1,857
面 材 成 長 量	896	125	771	8	8	25	7	18	863
面 材 成 長 量	24,195.98	341.13	23,854.85	60.50	60.50	2.68	0.33	2.35	24,132.80
面 材 成 長 量	2,895.588	86,221	2,809,367	5,588	5,588	31	254	2,889,715	86,190
	3,395	196	3,199	51	51	4	2	2	3,340

## (3) 市町村別森林資源表

(単位 面積:ha、材積:m<sup>3</sup>、竹:束)

区 分	総 数	立 人 數				木 地			
		総 数	金葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹
県央振興局面積	65,210.28	48,842.79	22,792.14	26,050.65	23,009.34	22,319.33	690.01	22,780.60	22,128.47
内材積	11,076.124	8,095.754	2,980.370	8,015.271	7,976.346	38,925	7,949.053	7,912.720	652.13
長崎市面積	20,784.53	19,119.18	7,278.73	11,840.45	7,301.22	7,220.52	80.70	7,172.94	78.32
市材積	3,610.266	2,299.564	1,310.702	2,292.144	2,285.656	6,488	2,279.815	2,273.488	6,327
諫早市面積	14,476.51	13,780.66	7,766.97	6,013.69	7,916.09	7,464.48	451.61	7,797.19	7,372.25
市材積	3,928.905	3,328.905	3,174.410	754.495	3,117.571	3,096.245	21.326	3,082.039	3,062.651
大村市面積	3,614.50	3,417.42	2,342.16	1,075.26	2,396.67	2,330.34	66.33	2,347.92	2,290.24
市材積	1,203.135	1,062.001	141.134	1,063.698	1,056.789	4,909	1,046.659	1,044.231	4,428
西海市面積	11,746.65	10,877.21	4,948.02	5,929.19	4,938.30	89.70	4,926.97	4,837.495	89.52
市材積	2,037.558	2,037.558	1,393.766	643.792	1,375.840	1,369.781	6,059	1,372.552	1,366.505
長与町面積	991.86	958.21	293.46	664.75	293.99	293.46	0.53	293.89	293.36
町材積	178.054	178.054	105.825	72.229	105.861	105.825	36	105.831	105.795
時津町面積	809.98	690.11	162.80	527.31	163.37	162.23	1.14	163.37	162.23
町材積	118.206	118.206	60.188	58.018	60.157	60.050	107	60.157	60.050
島原振興局面積	12,786.25	11,856.29	7,813.23	4,043.06	7,715.83	7,615.24	100.59	7,619.12	7,581.12
内材積	3,804.050	3,804.050	3,249.167	554.883	3,206.686	3,197.396	9,290	3,193.660	3,184.584
島原市面積	981.60	735.26	521.40	213.86	464.98	454.23	10.75	462.10	451.57
市材積	223.835	223.835	195.372	28.463	178.282	177.406	876	177.517	176.654
雲仙市面積	6,599.02	6,292.28	4,510.40	1,781.88	4,525.68	4,462.45	63.23	4,493.80	4,432.56
市材積	2,172.170	2,172.170	1,929.408	242.762	1,922.363	1,916.555	5,808	1,910.655	1,905.030
南島原市面積	5,295.63	4,828.75	2,781.43	2,047.32	2,725.17	2,698.56	26.61	2,723.22	2,696.99
市材積	1,408.045	1,408.045	1,124.387	283.658	1,106.041	1,103.435	2,606	1,105.488	1,102.900

## (つづき)

(単位 面積:ha、材積:m<sup>3</sup>、竹:束)

区 分	木 立 天 然 林												地 林 竹				未 立 木 地		
	総 数			針 葉 樹			広 葉 樹			林 育 成 单 層 林			育 成 複 层 林			天 然 林			
	総 面 積	3,973.91	670.80	29,303.11	84.41	3.04	81.37	29.71	9.90	19.81	29,859.79	657.86	1,560.38	2,950.82	5.54	2,945.28	7.497	0	
県央振興局面積	29,973.91	670.80	29,303.11	84.41	3.04	81.37	29.71	9.90	19.81	29,859.79	657.86	1,560.38	2,950.82	5.54	2,945.28	7.497	0		
管内材積	3,659.217	171.179	3,487.038	8,700	802	7,998	4,567	2,456	2,111	3,644.950	167.921	3,471.029	1,552.052	1,552.052	1,552.052	1,552.052	1,552.052	0	
長崎市面積	119,408	2,941,445	7,438	802	6,636	3,464	2,098	1,366	3,049,951	116,508	2,933,443	1,326,395	5,706	5,706	5,706	5,706	5,706	0	
諫早市面積	11,817.96	58.21	11,759.75	29.23	0.62	28.61	3.58	0.00	3.58	11,785.15	57.59	11,727.56	754.10	911.25	911.25	911.25	911.25	0	
大村市面積	1,318.122	13,908	1,304,214	2,727	153	2,574	340	0	340	1,315,055	13,755	1,301,300	764,370	1,225	1,225	1,225	1,225	0	
西海市面積	5,864.57	302.49	5,562.08	20.24	2.00	18.24	14.45	5.20	9.25	5,829.88	295.29	5,534.59	239.71	456.14	456.14	3.80	456.14	3.80	
長与町面積	1,020.75	11.82	1,008.93	3.58	0.00	3.58	0.00	0.00	0.00	1,017.17	11.82	1,005.35	90.87	106.21	106.21	106.21	106.21	0	
時津町面積	139,437	3,212	136,225	477	0	477	0	0	0	138,960	3,212	135,748	96,638	1,357	1,357	1,357	1,357	0	
島原振興局面積	5,939.21	99.72	5,839.49	15.24	0.42	14.82	3.69	2.99	0.70	5,920.28	96.31	5,823.97	162.52	706.92	706.92	1,24	706.92	1,24	
管内材積	661.718	23,985	637,733	1,748	103	1,645	796	741	55	659,174	23,141	636,033	126,009	199	199	0	199	0	
島原市面積	664.22	0.00	664.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	664.22	0.00	664.22	14.46	19.19	19.19	0.00	19.19	0.00	
島原原面積	72,193	0	72,193	0	0	0	0	0	0	72,193	0	72,193	12,291	18	18	0	18	0	
島原市面積	526.74	0.57	526.17	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	526.74	0.57	526.17	83.52	36.35	36.35	0.00	36.35	0.00	
管内材積	58,049	138	57,911	0	0	0	0	0	0	58,049	138	57,911	84,652	55	55	55	55	0	
島原振興局面積	4,140.46	197.99	3,942.47	16.12	0.00	16.12	7.99	1.71	6.28	4,116.35	196.28	3,920.07	215.20	714.76	714.76	0.40	714.76	0.40	
管内材積	597,364	51,771	545,593	1,262	0	1,262	1,103	358	745	594,999	51,413	543,586	225,657	1,791	1,791	1,791	1,791	1,791	0
島原市面積	270.28	67.17	263.11	0.00	0.00	0.00	1.71	0.00	0.00	268.57	65.46	263.11	27.96	218.38	218.38	0.00	218.38	0.00	
管内材積	45,553	17,966	27,587	0	0	0	358	0	45,195	17,608	27,587	30,171	124	124	124	124	124	0	
雲仙市面積	1,766.60	47.95	1,718.65	5.29	0.00	5.29	6.28	0.00	6.28	1,755.03	47.95	1,707.08	67.49	239.25	239.25	0.08	239.25	0.08	
管内材積	249,807	12,853	236,954	318	0	318	745	0	745	248,744	12,853	235,891	69,834	1,287	1,287	0	1,287	0	
南島原市面積	2,103.58	82.87	2,020.71	10.83	0.00	10.83	0.00	0.00	0.00	2,092.75	82.87	2,098.88	119.75	257.13	257.13	0.32	256.81	0.32	
管内材積	302,004	20,952	281,052	944	0	944	0	0	0	301,060	20,952	280,108	125,652	380	380	380	380	380	0

(4) 所有形態別森林資源表 (面積)

(単位 面積 : ha)

区 分	総 数	立 人										木 地				
		総 数					育 成					林 木				
		針 葉 樹	広 葉 樹													
総 数	65,208.84	60,698.58	30,604.87	30,093.71	30,724.67	29,934.07	790.60	30,459.22	29,709.09	750.13	265.45	224.98	40.47			
面 積	9,914.99	9,374.66	5,997.02	3,377.64	5,920.57	5,750.50	170.07	5,745.07	5,604.67	140.40	175.50	145.83	29.67			
計																
公 営	2,081.34	1,982.86	1,858.45	124.41	1,868.68	1,858.45	10.23	1,854.68	1,844.45	10.23	14.00	14.00				
県 有	777.83	627.56	451.93	161.14	156.20	4.94	160.99	156.05	4.94	0.15	0.15					
市 町 村 林 營	5,733.40	5,548.28	3,368.46	2,179.82	3,300.07	3,181.23	118.84	3,151.50	3,061.86	89.64	148.57	119.37	29.20			
有 市 町 村 有 地 面 積	1,156.89	1,053.91	489.57	564.34	485.96	449.90	36.06	473.18	437.59	35.59	12.73	12.31	0.47			
財 産 区 有 林 面 積	28.14	24.61	3.53	24.61	24.61	24.61		24.61								
林 總 町 村 組 合 面 積																
学 校 林 面 積	137.39	133.91	80.30	53.61	80.11	80.11		80.11								
個 人 有 林 面 積	55,293.85	51,323.92	24,607.85	26,716.07	24,804.10	24,183.57	620.53	24,714.15	24,104.42	609.73	89.95	79.15	10.80			
私 会 社 組 合 有 林 面 積	40,257.74	37,141.43	14,934.18	22,207.25	15,131.72	14,655.35	476.37	15,070.17	14,599.80	470.37	61.55	55.55	6.00			
森 林 組 有 林 面 積	3,659.81	3,236.42	1,568.93	1,667.49	1,497.65	1,476.37	21.28	1,495.68	1,474.57	21.11	1.97	1.80	0.17			
生 組 有 林 面 積	1,286.10	1,280.89	1,058.26	222.63	1,087.61	1,057.22	30.39	1,086.42	1,056.03	30.39	1.19	1.19				
有 社 寺 落 集 林 共 同 ・ 共 有 面 積	659.79	627.96	318.60	309.36	325.50	315.80	9.70	318.13	308.55	9.58	7.37	7.25	0.12			
林 業 公 社 面 積	2,024.93	1,927.09	1,893.90	33.19	1,893.90	1,893.90		2,465.79	2,524.65	58.86	2,511.59	2,456.52	55.07	13.06	9.27	3.79
森林 総 合 研 究 所 面 積	1443.08	1408.87	1380.03	28.84	1380.43	1378.56	1.87	1,893.90	1,883.90	1.87	1380.43	1378.56	1.87			

(つづき)

区 分	総 数	立 天										木 地					
		天					木					地					
		針 葉 樹	広 葉 樹														
総 数	29,973.91	670.80	29,303.11	84.41	3.04	81.37	29.71	9.90	19.81	29,859.79	657.86	29,201.93	1,560.38	2,949.88	5.54	2,944.34	
面 積	3,454.09	246.52	3,207.57	43.70	2.62	41.08	28.53	9.57	18.96	3,381.86	234.33	3,147.53	27.55	512.78	0.10	512.68	
計																	
公 営	114.18	114.18	114.18	446.99						114.18		114.18		98.48			98.48
県 有	466.42	19.43	466.42	19.43						466.42	19.43	446.99	3.21	147.06			147.06
市 町 村 林 營	2,248.21	187.23	2,060.98	36.34	2.62	33.72	25.21	6.58	18.63	2,186.66	178.03	2,008.63	9.34	175.78	0.10	175.68	
有 市 町 村 有 地 面 積	567.95	39.67	528.28	7.36		7.36	3.32	2.99	0.33	557.27	36.68	520.59	13.02	89.96			89.96
財 産 区 有 林 面 積	3.53									3.53		3.53					
林 總 町 村 組 合 面 積																	
学 校 林 面 積	53.80	0.19	53.61							53.80	0.19	53.61	1.98	1.50			1.50
個 人 有 林 面 積	26,519.82	424.28	26,095.54	40.71	0.42	40.29	1.18	0.33	0.85	26,477.93	423.53	26,054.40	1,532.83	2,437.10	5.44	2,431.66	
私 会 社 組 合 有 林 面 積	22,009.71	278.83	21,730.88	11.43		11.43	0.81	0.33	0.48	21,997.47	278.50	21,718.97	1,395.81	1,720.50	5.33	1,715.17	
森 林 組 有 林 面 積	1,738.77	92.56	1,646.21	10.73		10.73				1,728.04	92.56	1,635.48	39.86	383.53			383.53
生 組 有 林 面 積	193.28	1.04	192.24	2.61	0.42	2.19				190.67	0.62	190.05	0.15	5.06			5.06
有 社 寺 落 集 林 共 同 ・ 共 有 面 積	302.46	2.80	299.66	8.31						294.15	2.80	291.35	8.21	23.62			23.62
林 業 公 社 面 積	404.96	14.08	390.88	3.24						401.72	14.08	387.64	5.13	54.99	0.08		54.99
森林 総 合 研 究 所 面 積	33.19	33.19	33.19	3.17						33.19	33.19	33.19	0.11	97.73	0.01		97.73
	28.44	1.47	26.97	3.17						25.27	1.47	23.8	34.21				34.21

(4) 所有形態別森林資源表 (材積)

(単位 立木 : m<sup>3</sup>、竹 : 束)

区 分	(竹林除く)	総 数			立 木			人 工 木			地 地			
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	
総 数	材 積	14,879,981	14,879,981	11,344,728	3,535,253	11,221,764	11,173,549	48,215	11,142,520	11,097,111	45,409	79,244	76,438	2,806
公 県 計	材 材 林 林 営 営	2,364,746	1,939,352	405,394	1,907,467	1,896,115	11,352	1,857,569	1,848,412	9,157	49,898	47,703	2,195	
県 有 市 町 村 有 財 産 区 林 総 校 計	材 材 林 林 営 営	409,167	398,752	10,415	399,365	398,752	613	396,309	395,696	613	3,056	3,056		
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	110,732	56,288	54,444	51,547	51,098	449	51,487	51,038	449	60	60		
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	1,535,561	1,267,091	268,470	1,219,514	8,247	1,185,124	1,179,039	6,085	42,637	40,475	2,162		
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	257,000	192,224	64,776	183,843	181,800	2,043	179,638	177,688	2,010	4,145	4,112	33	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	10,236	9,852	384	9,852	9,852		9,852	9,852					
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	42,050	42,050	35,145	6,905	35,099	35,099	35,099	35,099	35,099	35,099	35,099		
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	12,515,235	12,515,235	9,385,376	3,129,859	9,314,297	9,277,424	36,863	9,284,951	9,248,699	36,252	29,346	28,735	611
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	8,552,003	8,552,003	5,958,015	2,583,988	5,915,729	5,888,207	27,522	5,894,913	5,867,803	27,110	20,816	20,404	412
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	772,078	571,700	200,378	549,197	547,309	1,888	548,710	546,824	1,886	487	485	2	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	10,643	6,543	4,100	6,543	6,543	6,543	6,543	6,543	6,543	6,543	6,543		
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	418,943	391,113	27,830	393,215	390,853	2,362	392,903	390,541	2,362	392	392		
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	157,473	121,574	35,899	121,574	120,831	319	118,721	118,413	314	2,423	2,418	5	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	435,465	384,103	51,362	381,778	380,494	1,344	380,371	379,057	1,314	1,407	1,377	30	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	1,270,284	1,059,472	210,812	1,054,132	1,050,765	3,367	1,050,231	1,047,026	3,205	3,901	3,739	162	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	503,252	503,252	500,306	2,946	500,306		500,306	500,306					
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	395,094	395,094	392,550	2,544	392,247	392,186	61	392,247	392,186	61	61		

(つづき)

区 分	(竹林除く)	天 然 木			立 木			木 然 然			林 林 林			
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	
総 数	材 積	3,658,217	171,179	3,487,038	8,700	802	7,898	4,567	2,456	2,111	3,644,950	167,921	3,477,029	1,552,052
公 県 計	材 材 林 林 営 営	457,279	63,237	394,042	5,225	699	4,526	4,453	2,425	2,028	447,601	60,113	387,488	27,705
県 有 市 町 村 有 財 産 区 林 総 校 計	材 材 林 林 営 営	9,802	9,802								9,802		9,802	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	5,190	53,995								59,195	5,190	53,995	3,446
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	307,800	47,577	260,223	4,518	699	3,819	3,698	1,684	2,014	299,584	45,194	254,390	8,739
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	73,157	10,424	62,733	707	707	755	741	14	71,635	9,633	62,012	13,587	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	384								384		384		
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	6,951	46	6,905						6,951	46	6,905	1,933	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	3,200,938	107,942	3,092,996	3,415	103	3,312	114	31	83	3,197,349	107,808	3,089,541	1,524,347
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	2,636,274	69,808	2,566,466	741		741		31	42	2,635,460	69,777	2,565,683	1,388,080
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	222,881	24,391	198,490	1,165		1,165				221,716	24,391	197,325	39,886
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	4,100								4,100		4,100		
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	25,728	260	25,468	209	103	106			25,519	157	25,362	125	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	36,323	743	35,580	940					35,383	743	34,640	8,166	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	53,687	3,669	50,018	98					53,589	3,669	49,920	5,068	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	216,152	8,707	207,445	152		152		41	215,959	8,707	207,252	82,956	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	2,946	2,946	2,946	2,946					2,946	2,946	2,946	66	
個 人 私 金 会 社 有 生 社 集 共 林 森 林 校 計	材 材 林 林 営 営	2,847	364	2,847	364					2,671	364	2,313		

## (5) 制限林の種類別面積

(単位 面積 : ha)

区分	水源かん養保安林	保土砂流出防備保安林			その他保安林			砂防指定地	自立公園			自然公園			国定公園			自然公園			鳥別保護地			都風景計画法による特			文史に記載するもの			自然都道全境保全のための保育法による区域												
		水	土	砂	崩	土	砂	崩	防	備	保	林	計	保	施	設	地	区	保	立	第三種特別地域	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域			
総 数	7,641.38	314.04	15.66	2,201.76	2,531.46	0.44	39.61	7.87	3.07	485.69	172.63	669.26									363.12	755.43	437.25		57.71	4,854.28																
県央振興局管内	6,839.10	263.49	15.66	1,994.62	2,273.77	0.23	332.19	3.83	48.14	764.42	84.35	916.91									363.12	687.19	101.96		57.23	3,514.12																
長崎市	2,482.94	144.23	5.88	459.97	292.34	0.21	437.17	0.21	0.22												50.62	607.62	7.27		4.25	1,107.76																
諫早市	2,405.56	67.41	2,385.09	1.68	1,489.55	1,556.96	0.39	316.26	5,108.59	6.19											299.49	61.69	72.97		52.98	2,050.28																
大村市	183.93	469.00	11.97	52.70	15.66	47.13	109.51	16.00		717.60	0.52	46.19									17.88	44.12	13.01		1.31	165.11																
西海市	1,766.67	1,082.92	8.30	352.57	165.00	170.13	0.02	7.81			19.66		168.99									0.48				0.91	809.34															
長与町		10.28	1.26	6.03	17.51	2.02																																				
時津町		31.61		4.30	35.91			7.94																																		
島原振興局管内	802.28	50.55	1,822.11	28.10	207.14	257.69	0.21	3,479.40	2.78	84.83	48.14	615.43	84.35	747.92								68.24	325.29	22.15		1.47	45.32															
島原市	8.72	285.65	0.74	36.20	331.31	1.52		7.12	7.87												10.76	13.77			0.48	1,340.16																
豊仙市	653.89	50.55	1,124.79	6.21	73.52	124.07															47.38	325.29	196.40	18.19	0.80	867.09																
南島原市	139.67	411.67	21.15	450.96	35.81	35.81	0.27	1.87			1.05	27.84									17.79	296.29	316.16	63.16	6.77	3,445.76																
(注) 上段は上位制限林との兼種で外数、下段は面積。																																										

## (6) 樹種別材積表

(単位 : 千m<sup>3</sup>)

樹種 林種	合 計	針葉樹 計	広葉樹 計	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ ナラ	その他の 広葉樹
総 数	14,880	11,345	3,535	3,807	7,311	201	26	73	3,462
人工林	11,222	11,174	48	3,807	7,311	46	9	39	9
天然林	3,658	171	3,487	—	—	155	16	34	3,453

(注) 四捨五入のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

## (7) 特定保安林の指定状況

(単位 箇所数 : 箇所 面積 : ha)

市町村	特 定 保 安 林				要整備森林		備 考
	番 号	面 積			箇所数	面 積	
		総 数	人工林	天然林	その他の		
				該当なし			

(8) 荒廃地等の箇所数

単位(箇所数: 箇所)

区分	市町村	荒 廃 危 險 地				備考
		山腹崩壊	土砂流出	地すべり	計	
総 数		742	567	48	1,357	
県央振興局管内	管 内 計	524	443	16	983	
	長崎市	237	227	7	471	
	諫早市	98	103	4	205	
	大村市	49	57		106	うち国有林内13
	西海市	74	36	5	115	
	長与町	38	13		51	
	時津町	28	7		35	
島原振興局管内	管 内 計	218	124	32	374	
	島原市	12	29		41	うち国有林内17
	雲仙市	92	47	7	146	うち国有林内11
	南島原市	114	48	25	187	うち国有林内4

資料：令和2年度長崎県の森林・林業統計（令和2年3月31日）

(9) 森林の被害

(単位 面積: a)

種類	火 灾		気 象 灾		病 虫 害		獣 害		
年 度	29	30	R元	29	30	R元	29	30	R元
総 数	9					355	654	26	
長崎市	2					318	285		
諫早市	7								
大村市						4	307	2	
西海市									
長与町									
時津町									
島原市						6	31	3	
雲仙市						8	13	12	
南島原市						19	18	9	

資料：森林被害報告（長崎県森林整備室）

注：火災・気象災は年次（1月～12月）、病害虫・獣害は年度  
(4月～翌年3月)での数値である。

(10) 防火線等の整備状況

単位(延長: m)

区分	防 火 線		防 火 道		備 考
	箇 所 数	延 長	箇 所 数	延 長	
総 数	46	30,719			
長崎市	26	23,639			
諫早市	6	3,950			管理主体：県・市
大村市	14	3,130			

資料：長崎県林政課調

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数

(単位：戸)

区分	総 数	1~3ha 未満	3~5ha 未満	5~10ha 未満	10~50ha 未満	50ha 以上
総 数	5,379	4,276	636	301	148	18
長崎市	1,427	1,094	194	80	51	8
諫早市	1,170	935	132	67	33	3
大村市	285	229	28	13	12	3
西海市	875	691	110	49	25	-
長与町	137	102	18	15	2	-
時津町	73	52	7	9	2	3
島原市	122	98	14	6	4	-
雲仙市	643	524	76	32	10	1
南島原市	647	551	57	30	9	-

資料：2010年世界農林業センサス（長崎県統計書）（平成22年2月1日現在）

注：この表における林家とは、保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

#### (2) 森林経営計画の認定状況

(単位 面積：ha)

区分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
総 数	83(12)	13,709.32	27	4,977.61	56	8,731.71	
長崎市	9	2,629.38	3	701.78	6	1,927.60	
諫早市	17(1)	5,430.33	3	2,228.37	14	3,201.96	
大村市	25(10)	1,830.82	11	506.54	14	1,324.28	
西海市	10	2,179.65	2	626.71	8	1,552.94	
長与町	2	138.67		-	2	138.67	
時津町	1	29.24		-	1	29.24	
島原市	1	33.38			1	33.38	
雲仙市	13	1,087.58	5	646.49	8	441.09	
南島原市	5(1)	350.27	3	267.72	2	82.55	

注：1 令和2年3月31日現在で有効な計画について集計した。

2 人数は、認定森林所有者等の数であり、計画対象森林の森林所有者（森林の経営を委託した者が含まれる）の数ではない。

3 総数の括弧書きは、公有林と私有林で認定森林所有者等が重複する場合に内数として記入する。

(3) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア 構 成

(単位 員数：人、金額：千円、面積：ha)

区分	市町村別	組合名	組合員数	常勤	出資金	組合員所有 (組合経営) 額
				役職員数		
組森林合林	総 数	(2組合)	7,967	26	140,579	33,718
	大村市他	長崎南部	3,899	21	113,410	24,296
	雲仙市	雲仙	4,068	5	27,169	9,422
生産森林組合	総 数	(30組合)	2,835		170,486	2,000
	長崎市	木場	120		3,129	59
		中里	95		950	13
		松原	98		1,190	11
		河内山	129		1,398	51
		戸根	79		790	107
		手崎	43		6,020	98
		戸根原	33		1,980	24
		村松	37		6,660	53
		大江	24		4,936	12
		大野	60		13,470	102
		大子	69		6,072	51
		大石	39		6,268	51
	諫早市	久山	86		1,720	102
		大渡野	180		1,800	120
		東長田	544		46,450	177
		大場町	12		1,035	12
		遠竹	11		770	7
組合	大村市	鈴田	234		2,007	62
		古町	16		400	6
		諫訪	61		2,745	21
		荒瀬	31		2,635	16
	西海市	鳥加	86		860	59
		川内	300		30,000	204
		西海町中浦	180		1,428	118
		西海町七釜	177		8,488	95
	雲仙市	奥浦	19		7,600	91
		三室	25		1,720	146
		平江名	21		5,580	79
		古城上	14		1,350	25
		馬場	12		1,035	28

資料：平成30年度森林組合一斉調査（平成2年3月31日現在）

イ. 事業内容及び活動状況等

本計画区には、長崎南部、雲仙森林組合があり、いずれも広域森林組合である。各組合は民有林施業の指導的役割を担い、森林施業プランナー等が森林経営計画に基づく提案型集約化施業を進めており、林内路網の開設と搬出間伐、主伐・再造林による木材生産に取り組んでいる。

(4) 林業事業体の現況

(単位: 事業体数)

区分	林業経営体 (造林業 素材生産業)	木材卸売業	木材・木製品製造業		その他
			製材業	その他	
総 数		48	111	37	
市 町 村 別 内 訳	長崎市	16	35	7	
	諫早市	8	19	10	
	大村市	7	9	2	
	西海市	1	6	2	
	長与町		3	1	
	時津町		4		
	島原市	1	3	1	
	雲仙市	3	2		
	南島原市	12	30	14	

資料: 長崎県林政課 木材業者及び製材業者登録名簿(令和2年3月31日現在)

(5) 林業労働力の概況

(単位: 人)

区分	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	合計
総 数	2	20	39	55	80	58	13	-	267
市 町 村 別 内 訳	長崎市	-	3	7	15	22	14	5	-
	諫早市	1	10	13	20	27	22	4	-
	大村市	-	4	8	7	9	8	-	-
	西海市	-	2	8	3	8	7	1	-
	長与町	-	-	-	-	-	-	-	-
	時津町	-	-	-	-	-	-	2	-
	島原市	-	-	-	1	3	-	-	4
	雲仙市	1	1	3	8	7	5	1	-
	南島原市	-	-	-	1	4	2	-	7

資料: 平成27年国勢調査(平成27年10月1日現在)

(6) 林業機械化の概況

機 械 名	所 有 台 数	機 械 名	所 有 台 数
動力式索道		刈払機	1, 263
集材機（10ps未満）	9	植穴掘機	1
集材機（10ps以上）	2	動力枝打機（自動木登式）	7
リモコンワインチ	21	動力枝打機（上記以外）	1
自走式搬器	2	苗畑用トラクタ	
小型運材車（20ps未満）	3	樹木粉碎機	1
小型運材車（20ps以上）	9	(高性能林業機械)	
フォークリフト	13	スキッダ	1
クレーン付トラック	15	プロセッサ	20
グラップルローダ作業車	39	ハーベスター	4
グラップルローダ付トラック	9	フォワーダ	30
トラクタショベル		タワーヤード	1
ショベル系掘削機械	50	スイングヤード	15
チェンソー	970	グラップルソー	15

資料：長崎県林政課 林業機械保有台数調査（令和2年3月31日現在）

(7) 作業路網等の整備の概況

市 町 村	路 線 数	延 長 (m)	備 考
総 数	1, 566	1, 496, 342	
長 崎 市	397	439, 011	
諫 早 市	354	385, 634	
大 村 市	215	150, 908	
西 海 市	305	350, 751	
長 与 町	1	1, 566	
時 津 町	-	-	
島 原 市	58	31, 856	
雲 仙 市	167	102, 833	
南 島 原 市	69	33, 783	

資料：令和元年度長崎県の森林・林業統計（令和2年3月31日現在）

#### 4 前期計画の実行状況

計画及び実行量は、前計画の前期（平成28年4月1日～令和3年3月31日）に対応する数量である。ただし、令和2年度の実行量は見込みである。

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積 : 千m<sup>3</sup> 実行歩合 : %)

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総 数	430	94	336	501	90	411	117	96	122
針葉樹	380	44	336	470	59	411	124	134	122
広葉樹	50	50	—	31	31	0	62	62	—

##### (2) 間伐面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

計画	実行	実行歩合
4,000	4,152	104

##### (3) 人工造林及び天然更新別面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
500	297	59	350	104	30	150	193	129

##### (4) 林道の開設及び拡張の数量

(単位 延長 : km 実行歩合 : %)

区分	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	17.7	10.2	58	7.3	2.3	32
うち林業専用道	14.1	4.9	35	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

種類	指定期			解除期		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	586	162	28	25	1	4
水源涵養	68	45	66	8	0	0
災害防備	518	117	23	15	1	7
保健風致	0	0	0	2	-	-

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

(単位 地区数 : 箇所 実行歩合 : %)

保安施設	計画	実行	実行歩合
地区数	96	92	96

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

施業区分	計画	実行	実行歩合
保育	0	0	—

## 5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

(単位 面積 : ha)

区分	農用地	ゴルフ場等 レシ・ヤー施設 用	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その附帯地	採石・採土地	その他	合計
総数	17.85	5.89	301.41	1.80	160.00	486.95
人工林	7.94	2.89	76.08	1.08	60.54	148.53
天然林	8.43	1.31	192.87	0.72	90.48	293.81
未立木地	0.23	1.69	26.34		6.50	34.76
竹林	1.25	-	6.12		2.48	9.85

(2) 森林以外より森林への異動

(単位 面積 : ha)

区分	原野	農用地	その他	合計
総数	51.98	5.08	87.36	144.42
人工林	13.36	5.08	20.41	38.85
天然林	6.19	-	49.94	56.13
未立木地	32.43	-	17.01	49.44

## 6 森林資源の推移

### (1) 分期別伐採立木材積等

(単位 面積 : ha、材積 : 千m<sup>3</sup>)

種 別		分 期	第 I 分期	第 II 分期	第 III 分期	第 IV 分期	第 V 分期	第 VI 分期	第 VII 分期	第 VIII 分期
人	主	面 積	265	415	627	940	1,322	1,737	2,142	2,477
	伐	材 積	65	135	290	451	648	860	1,062	1,230
工	間	面 積	4,250	4,750	1,506	1,162	1,151	1,388	1,923	2,707
	伐	材 積	354	425	331	177	100	70	46	66
林	計	面 積	4,515	5,165	2,133	2,102	2,472	3,125	4,065	5,184
		材 積	419	560	421	528	698	899	1,108	1,296
	再 造 林		250	400	597	876	1,227	1,615	1,995	2,310
天	主	面 積	290	535	1,101	891	729	596	490	404
然	伐	材 積	35	65	135	111	94	78	66	55
林	拡 大 造 林		125	350	260	210	200	190	180	170
	天 然 更 新		165	185	841	681	529	406	310	234
	伐 採 材 積 計		454	625	555	639	792	978	1,173	1,351
	林 道 開 設 延 長		14.8	13.0	63.9		-			

注：森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期、以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

(2) 分期別期首資源表

(単位 面積 : ha、材積 : 千m<sup>3</sup>)

区分		面積												材積
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第一 分 期	総数	60,699	461	602	1,335	2,860	9,941	18,731	20,394	4,657	1,020	408	290	14,880
	人 工 林	30,725	214	362	764	2,100	8,430	11,517	6,160	852	168	115	44	11,222
	育成单層林	30,460	207	331	707	2,088	8,408	11,439	6,118	850	165	104	44	11,143
	育成複層林	265	7	31	57	12	22	78	42	2	3	10		79
	天然 林	29,974	248	240	571	760	1,511	7,215	14,234	3,805	852	293	245	3,658
	育成单層林	84	2	14	11		10	9	29	7	3			9
第二 分 期	育成複層林	30	0	1	10	1	1	1	11	1	5			5
	天然 生 林	29,860	245	225	551	759	1,500	7,205	14,194	3,797	844	293	245	3,645
	総数	60,671	2,514	465	839	1,841	5,061	13,928	23,077	10,046	1,881	644	375	15,709
	人 工 林	30,943	563	292	536	1,131	4,286	11,328	10,096	2,195	325	119	74	12,216
	育成单層林	30,668	559	273	491	1,096	4,267	11,276	10,033	2,168	322	112	69	12,157
	育成複層林	275	4	19	44	35	18	52	63	26	3	7	5	59
第三 分 期	天然 林	29,728	1,951	173	303	710	776	2,600	12,981	7,852	1,556	526	300	3,493
	育成单層林	134	1	8	12	5	11	14	31	31	16	5		15
	育成複層林	55	0	1	5	5	4	4	12	12	8	4		6
	天然 生 林	29,539	1,950	164	286	699	761	2,582	12,939	7,809	1,532	517	300	3,471
	総数	60,621	4,052	379	548	1,206	2,680	9,668	17,700	18,686	4,188	905	609	16,528
	人 工 林	31,173	1,092	199	361	754	2,058	8,413	11,380	5,909	767	135	107	13,124
第四 分 期	育成单層林	30,863	1,090	187	329	714	2,031	8,371	11,310	5,851	752	130	98	13,048
	育成複層林	310	2	11	32	40	27	42	69	59	14	5	9	75
	天然 林	29,447	2,960	180	187	452	621	1,256	6,320	12,777	3,422	770	502	3,405
	育成单層林	184	0	4	10	9	14	18	35	44	35	13	2	22
	育成複層林	80	0	0	3	5	8	7	14	18	15	8	2	10
	天然 生 林	29,183	2,960	175	174	438	600	1,231	6,272	12,715	3,373	749	497	3,372
第五 分 期	総数	60,493	3,429	2,483	422	765	1,669	4,883	13,495	21,492	9,273	1,733	850	17,063
	人 工 林	31,403	1,482	563	291	527	1,088	4,228	11,201	9,665	1,972	262	126	13,728
	育成单層林	31,032	1,480	556	270	490	1,051	4,181	11,125	9,577	1,935	252	115	13,630
	育成複層林	371	2	7	21	37	37	47	76	88	36	10	11	97
	天然 林	29,090	1,947	1,921	131	238	581	656	2,294	11,826	7,302	1,471	724	3,335
	育成单層林	234	0	2	7	9	17	21	38	53	50	27	9	31
第六 分 期	育成複層林	105	0	0	2	4	10	10	16	22	21	13	6	14
	天然 生 林	28,750	1,946	1,918	122	225	554	625	2,239	11,752	7,230	1,431	709	3,290
	総数	60,412	3,459	4,052	334	499	1,093	2,520	9,398	16,662	17,242	3,874	1,280	17,246
	人 工 林	31,633	2,027	1,092	198	352	722	1,992	8,287	10,882	5,311	618	154	13,916
	育成单層林	31,177	2,026	1,088	184	321	682	1,933	8,197	10,766	5,248	595	138	13,789
	育成複層林	456	1	4	14	31	40	59	90	116	62	23	16	127
第七 分 期	天然 林	28,779	1,432	2,960	136	147	371	529	1,110	5,779	11,931	3,256	1,127	3,330
	育成单層林	284	0	1	5	8	19	24	42	58	62	42	22	41
	育成複層林	130	0	0	1	3	10	13	19	25	26	19	13	19
	天然 生 林	28,365	1,432	2,959	131	135	342	492	1,050	5,696	11,843	3,195	1,092	3,270
	総数	60,260	3,782	3,429	2,462	381	697	1,520	4,712	12,802	19,689	8,543	2,244	17,762
	人 工 林	31,863	2,721	1,482	562	278	502	1,025	4,132	10,706	8,615	1,592	248	13,697
第八 分 期	育成单層林	31,297	2,721	1,479	553	254	461	954	4,020	10,559	8,526	1,549	221	13,531
	育成複層林	566	0	3	9	25	41	71	112	147	89	43	27	166
	天然 林	28,397	1,060	1,947	1,901	102	195	495	580	2,096	11,074	6,952	1,996	4,065
	育成单層林	334	0	1	3	7	20	27	45	63	71	55	43	52
	育成複層林	155	0	0	1	2	9	14	22	28	31	25	22	25
	天然 生 林	27,907	1,060	1,946	1,897	94	166	454	513	2,004	10,971	6,872	1,930	3,989
第九 分 期	総数	60,136	4,284	3,459	4,052	296	442	992	2,379	8,895	15,098	15,657	4,581	16,610
	人 工 林	32,093	3,519	2,027	1,092	189	322	675	1,913	7,881	9,678	4,288	511	13,077
	育成单層林	31,392	3,519	2,025	1,086	169	285	592	1,775	7,697	9,560	4,222	462	12,860
	育成複層林	701	0	1	6	20	38	83	137	183	118	66	49	217
	天然 林	28,042	765	1,432	2,960	107	120	317	467	1,015	5,420	11,369	4,071	3,534
	育成单層林	384	0	0	2	5	19	28	48	67	78	66	71	65
第十 分 期	育成複層林	180	0	0	0	1	9	15	24	31	34	30	35	31
	天然 生 林	27,478	765	1,431	2,958	101	92	274	395	917	5,307	11,273	3,965	3,438
	総数	59,894	4,865	3,782	3,429	2,442	324	632	1,400	4,437	11,476	17,454	9,655	15,689
	人 工 林	32,323	4,339	2,721	1,482	555	240	466	963	3,908	9,512	6,883	1,254	12,222
	育成单層林	31,462	4,339	2,721	1,478	540	205	373	798	3,683	9,362	6,791	1,172	11,943
	育成複層林	861	0	1	4	16	36	92	164	224	151	92	82	279
第十一 分 期	天然 林	27,571	526	1,060	1,947	1,887	84	166	437	529	1,963	10,571	8,401	3,466
	育成单層林	434	0	0	1	3	18	29	50	70	84	75	104	79
	育成複層林	205	0	0	0	1	8	15	26	34	38	34	50	37
	天然 生 林	26,932	526	1,060	1,945	1,883	58	123	362	425	1,842	10,461	8,248	3,350

## 7 その他

### (1) 長崎県天然更新完了基準

## 長崎県天然更新完了基準

平成19年5月

### 1 目的

伐採跡地における森林の公益的機能の早期回復のため、適確な天然更新が図られることを目的とする。

### 2 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

### 3 更新対象樹種

後継樹となる更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の高木性の先駆種、カシ類、シイ類、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、クロキ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、クリ、クヌギ、アベマキ、コナラ、ノグルミ、マテバシイ、ヤマボウシ、ヤブツバキ等の広葉樹であって将来高木となりうる樹種とする。

### 4 更新及び更新補助作業

- (1) 本基準における更新とは、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) 本基準における更新補助の作業は、受光伐、地表搔き起し、刈出し、芽かき、植込みとする。

### 5 更新完了の判断基準

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が次のとおりの稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
  - 1) 天然下種更新の場合の樹高は、0.3m以上（ぼう芽更新の場合の樹高は、0.6m以上）とする。
  - 2) ササ類が存在している場合は、ササ丈を超える程度の高さとする。
- (2) 更新完了の後継樹の密度は、おおむね 5,000 本/ha 以上（ぼう芽枝等を含む。）とする。
- (3) 上記の条件を満たす区域の割合が全体の 70%を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、シカ等の獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

## 6 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。
- (2) 更新調査の時期は、伐採後3年を経過するまでに最初の調査を実施し、最終の調査をおおむね5年を経過した時期とする。

ただし、ぼう芽による一斉更新箇所以外については、伐採後3年を経過するまでに行う最初の調査時に明らかに更新が完了している場合は、最終の調査を省略してもよい。

### ※ 更新調査の時期の根拠

- ・ 造林未済地とは、人工林伐採跡地のうち3年以上経過しても更新が完了していない場合とされていること。
- ・ 「市町村森林整備計画制度等の運用について」の一部改正により、天然更新による場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で更新状況の確認を行うこととされた。

- (3) 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。

- 1) 標準地の数は、下記を目安として、現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積 1.0 h a 未満 2箇所以上

1.0~3.0 h a 未満 3箇所以上

3.0 h a 以上 5箇所以上

- 2) 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮の上、現地の実態から、平均的と見られる箇所を適切な方法で選択する。

- 3) 標準地の大きさは、1プロットの面積10m<sup>2</sup>（半径1.78mの水平円等）を設定する。

- 4) ぼう芽により発生したぼう芽枝で3本以上あるものについては、3本としてカウントする。

- 5) 明らかに天然更新判断基準を満たしている場合には、目視とすることができるが、この場合、野帳及び遠景写真と近景写真を1伐区当たり各1部を記録・保管する。

- (4) 更新調査野帳の様式については、別紙とする。

## 7 その他

- (1) 法令等により立木の伐採につき制限がある森林にあっては、当該法令の規定等によるものとする。
- (2) 各地域において天然更新完了基準により調査が進められ、地域に適合する基準が確認された場合は、当該基準の見直しを検討する。

別紙

# 天然更新完了確認調查野帳

調査員 調査年月日

### 市町名

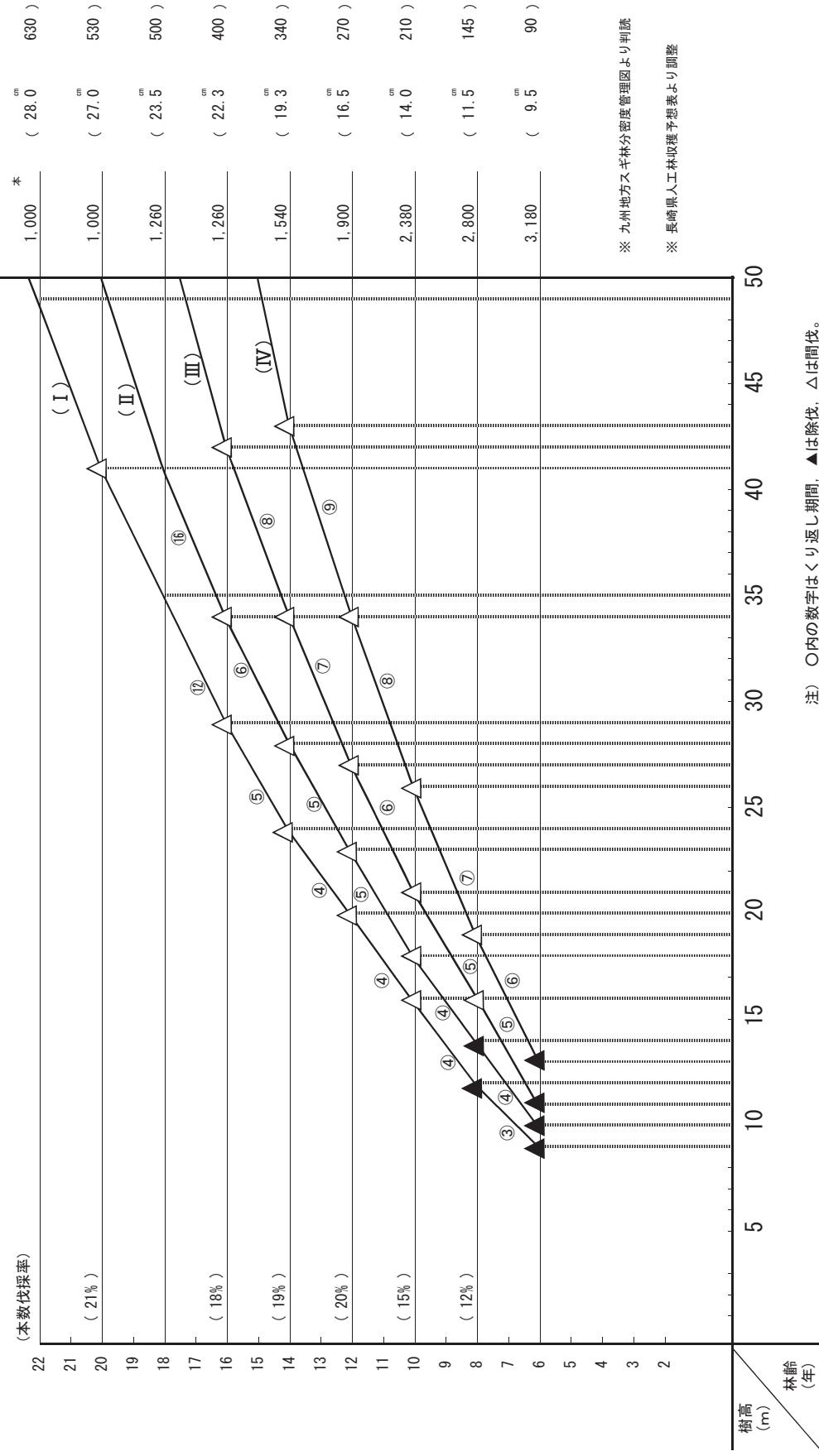
※ 伐区毎に別葉とする

(2) 間伐指針表

付表 1

間伐指針表－スギ（初期本数 3,500本）

（残存本数）



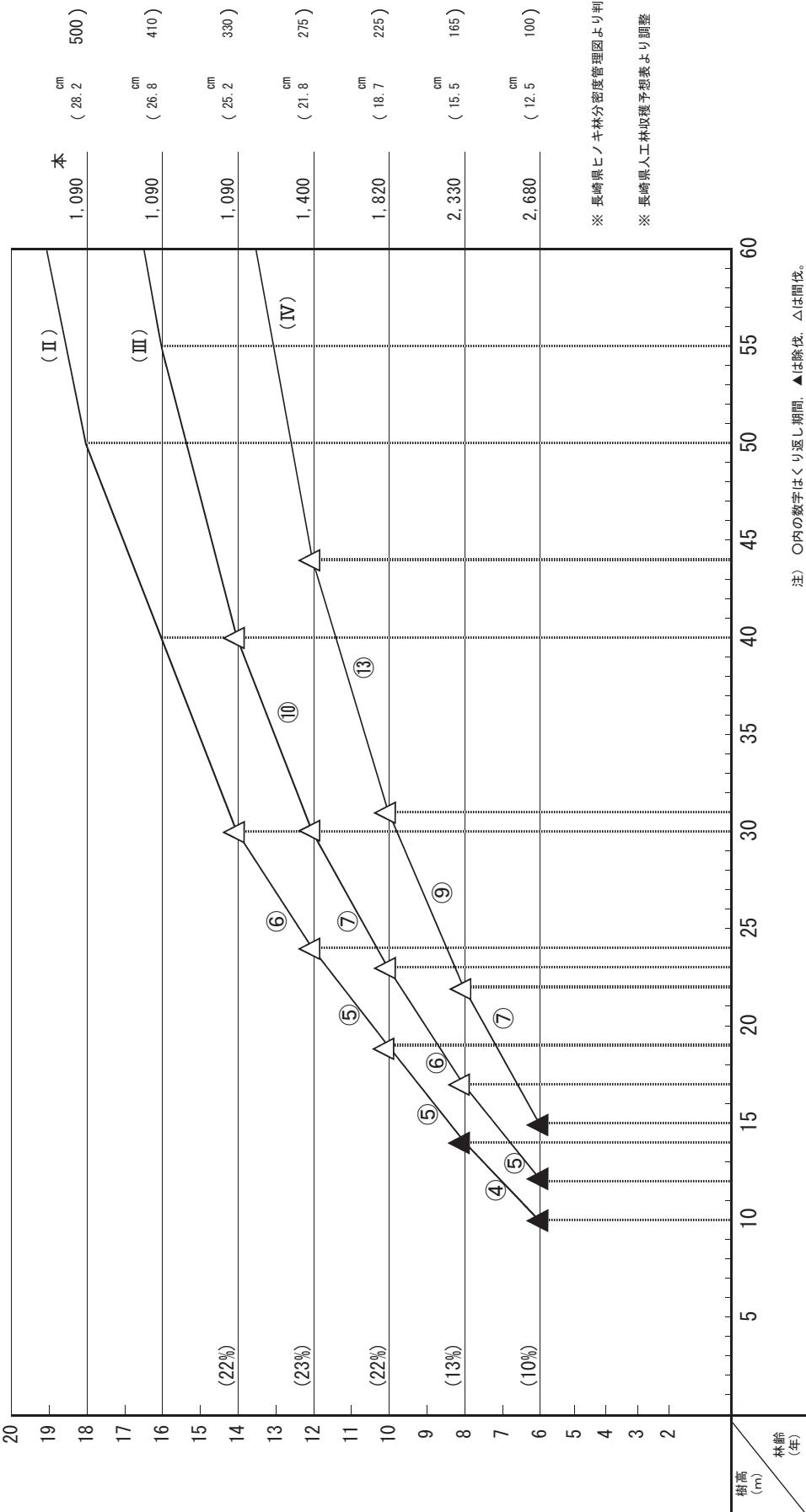
※九州地方スギ林分密度管理図により判断

※長崎県人工林収穫予想表により調整

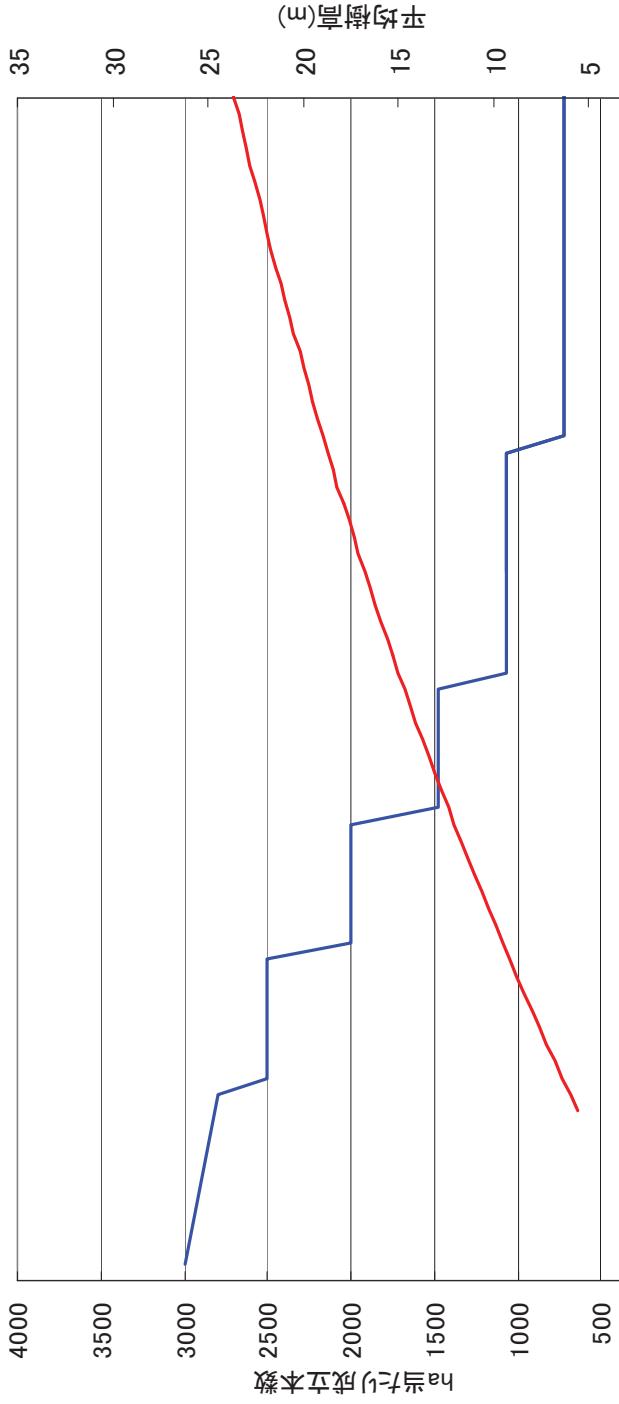
注) ○内の数字はくり返し期間、▲は除伐、△は間伐。

## 間伐指針表 ヒノキ(初期設定 3,500本)

(本数伐採率) (残存本数)



(3)スギ・ヒノキ施業体系図  
長崎県スギ人工林 施業体系 地位3



平均樹高	5	平均胸高直径	9	形狀比	56	見込み林齡	10	除間伐回数	1
13	13	69	20	72	30	除間伐	2	3	4
18	18	69	20	72	30	林齡	20	28	36
23	23	72	30	70	40	間伐本数	500	450	36
28	28	70	40	68	40	間伐率	11	20	26
30	30	68	40	70	50	残存本数	2500	2000	1500
31	31	70	50	60	70	収量比数	0.57	0.69	0.74
31	31	74	50	60	70				
23	23	74	60	70	70				

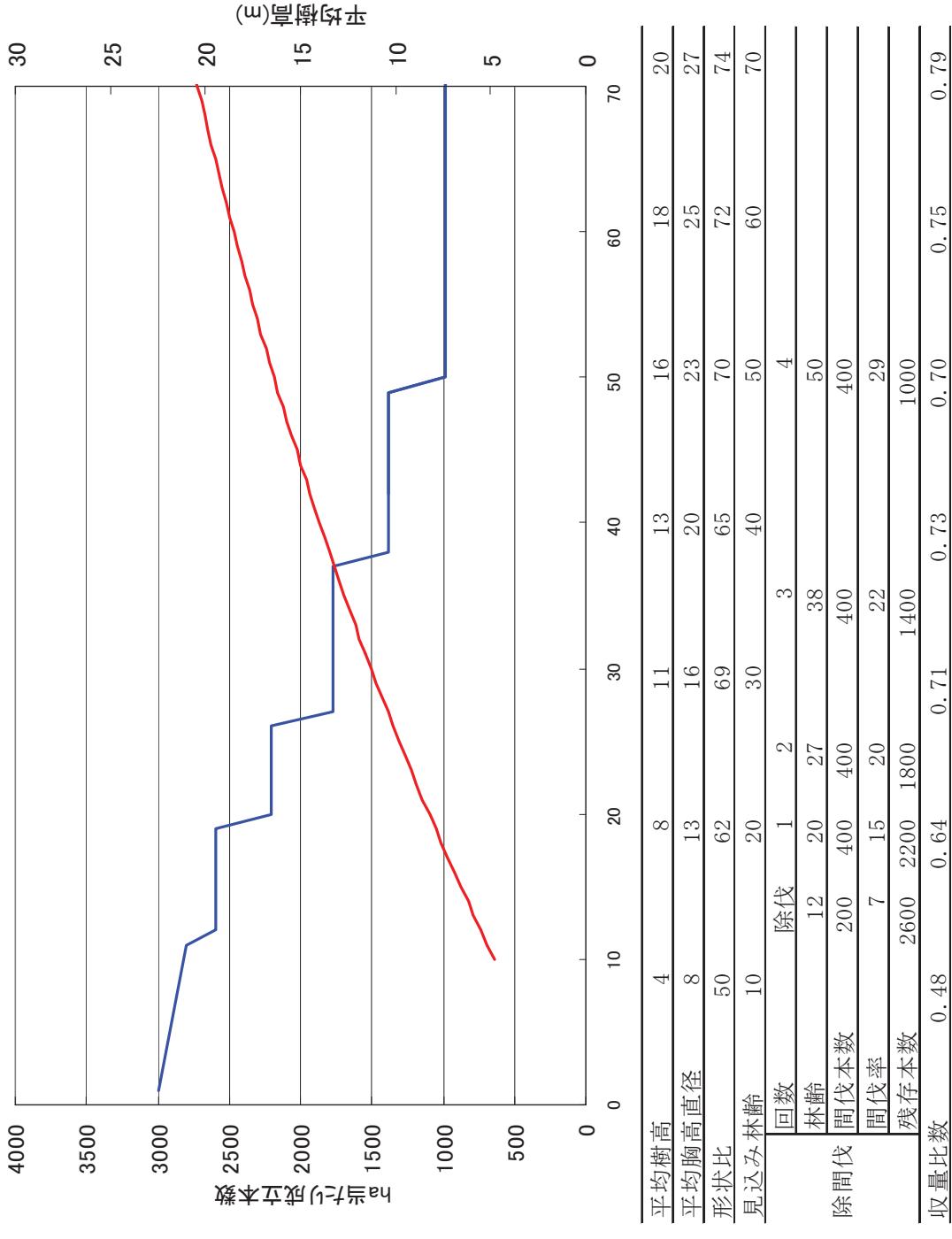
適用基準

長崎県スギ人工林地位指數曲線(H22.3)  
九州地方スギ人工林分密度管理図(S55.3)

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
- ②伐期輪70年時の収量比数を高くする。
- ③間伐回数をできるだけ少なくする。
- ④利用間伐を2回実施する。

## 長崎県スギ人工林 施業体系 地位4



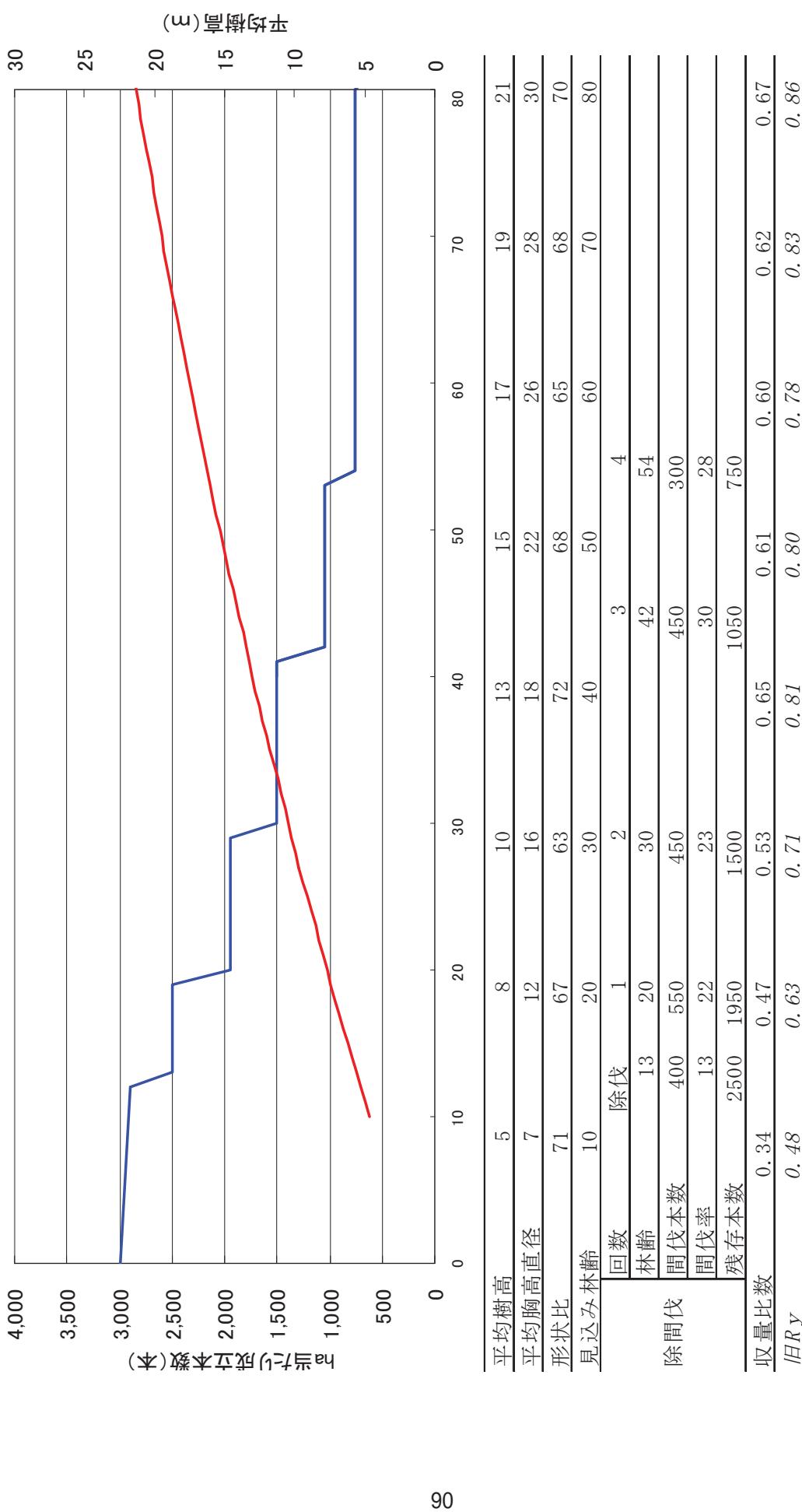
適用基準

長崎県スギ人工林地位指數曲線(H22.3)  
九州地方スギ人工林林分密度管理図(S55.3)

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
- ②伐期輪70年時の収量比数を高くする。
- ③間伐回数をできるだけ少なくする。
- ④利用間伐を2回実施する。

## 長崎県ヒノキ人工林 施業体系 地位3

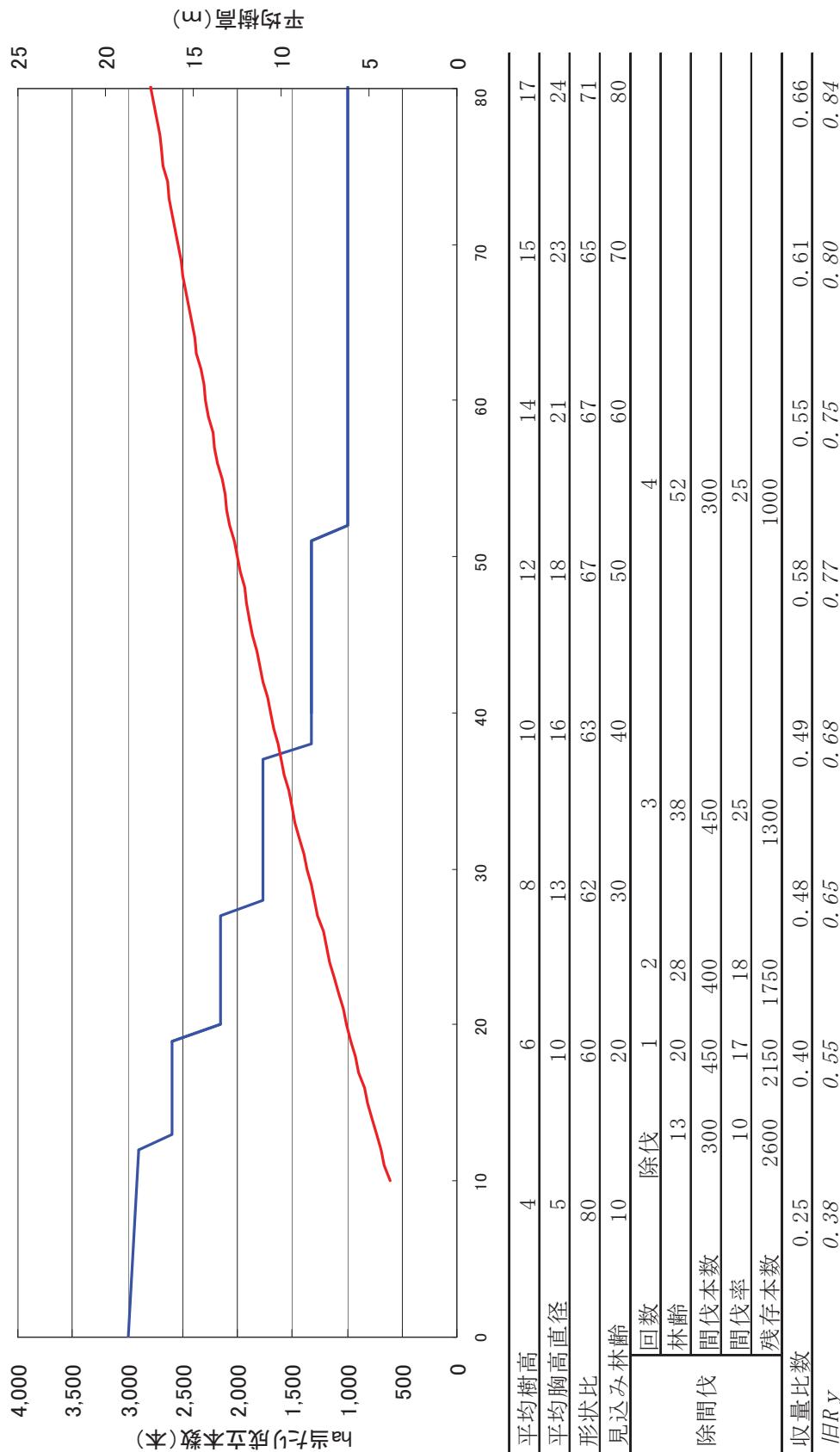


注)参考までに日密度管理図のRyを示しております。

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
  - ②伐期80年時の収量比数を高くする。
  - ③間伐回数をできるだけ少なくする。
  - ④利用間伐を2回実施する。
- 適用基準  
長崎県ヒノキ人工林地位指數曲線(H22.3)  
長崎県ヒノキ人工林林分密度管理図(H22.3)

## 長崎県ヒノキ人工林 施業体系 地位4



注)参考までに日密度管理図のRyを示しております。

留意事項:

- ①全国の施業体系をもとに長崎県版に修正適用した基準ラインを使用する。
  - ②伐期齢80年時の収量比数を高くする。
  - ③間伐回数をできるだけ少なくする。
  - ④利用間伐を2回実施する。
- 適用基準  
長崎県ヒノキ人工林地位指數曲線(H22.3)  
長崎県ヒノキ人工林林分密度管理図(H22.3)